

令和4年3月16日(水) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	香西 貴弘	委員	藤田 貴裕
副委員長	柏木 洋志	〃	石塚 陽一
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	関口 博		

○委員外出席者

陳情者	高津 芳則
-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	生活環境部長	黒澤 重徳
副市長	竹内 光博	(兼) 防災安全担当部長	
		(兼) 健康福祉部参事	
政策経営部長	宮崎 宏一	まちの振興課長	三澤 英和
政策経営課長	簗島 紀章	(兼) 都市整備部特命担当課長	
		ごみ減量課長	清水 紀明
行政管理部長	藤崎 秀明		
防災安全課長	松平 忠彦	都市整備部参事	江村 英利
		都市計画課長	町田 孝弘
健康福祉部長	大川 潤一	道路交通課長	中島 広幸
健康づくり担当課長	橋本 和美	工事担当課長	中村 徹
(兼) 新型コロナウイルス		下水道課長	蛭谷 常久
ワクチン接種対策調整担当課長		富士見台地域まちづくり担当課長	中道 洋平
		南部地域まちづくり課長	立川 浩平

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第8号 国立市まちづくり条例(2016(平成28)年10月1日施行)の施行後5年が経過したことに鑑み、条例改正のために必要な検証と条例改正に取り組むことを、市(行政)のみならず議会も主体的にはじめることを求める陳情
- (2) 第11号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算(第9号)案
(歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費)
- (3) 第15号議案 令和3年度国立市下水道事業会計補正予算(第2号)案

2. 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第8号	国立市まちづくり条例（2016（平成28）年10月1日施行）の施行後5年が経過したことに鑑み、条例改正のために必要な検証と条例改正に取り組むことを、市（行政）のみならず議会も主体的にはじめることを求める陳情	4.3.16 不採択
第11号議案	令和3年度国立市一般会計補正予算（第9号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、 商工費、土木費）	4.3.16 原案可決
第15号議案	令和3年度国立市下水道事業会計補正予算（第2号）案	4.3.16 原案可決

○【香西貴弘委員長】 おはようございます。建設環境委員会を開きます。

その前に、まず、昨日、8時38分までの夜、審査、議会事務局、また、市当局の皆様、大変にお疲れさまでございました。連日でございますが、何とぞよろしくお願いを致します。

また、本日も換気のほうに努めさせていただいております。今回、残念ながら、非常に今日、花粉症の方にとってはきつい1日かもしれません。御容赦いただければと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第8号 国立市まちづくり条例(2016(平成28)年10月1日施行)の施行後5年が経過したことに鑑み、条例改正のために必要な検証と条例改正に取り組むことを市(行政)のみならず議会も主体的にはじめることを求める陳情

○【香西貴弘委員長】 陳情第8号国立市まちづくり条例(2016(平成28)年10月1日施行)の施行後5年が経過したことに鑑み、条例改正のために必要な検証と条例改正に取り組むことを、市(行政)のみならず議会も主体的にはじめることを求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なし。承知しました。それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔をお願いを致します。

○【高津芳則陳情者】 おはようございます。私は高津芳則と申します。今回、陳情の機会を頂きまして、皆様に御礼を申し上げます。

私は、国立市民で、分譲富士見台第一団地に住んでいます。分譲団地は、戸数で言いますと、298戸、区分所有者数で言いますと、約280人という団地です。御存じの方も多いと思いますが、現在、分譲団地は建て替え問題を抱えています。来月、4月16日に臨時総会が開催されます。そこで、建て替え決議を問うという段階にいます。これも御存じと思いますが、建て替えをめぐり、団地の内部で住民同士の対立が生じています。この陳情は、私個人の責任で行いますが、建て替えに批判的な区分所有者メンバーの思いを踏まえております。私の話の中で、私たちと表現することがあるかと思いますが、以上の事情からです。でも、あくまで、この陳情は私の個人責任で行っていますので、皆様にはその点、御了解ください。

分譲団地の建て替えに関わる国立市まちづくり審議会答申、昨年5月10日に出しておりますけれども、それを契機に、市と審議会は、昨年春以降、条例の制度改正に向けた検討を始めています。ところで制度の改善や改正に当たり大切なことは、検証によって正しく現行制度の問題点を明らかにすることです。問題点のきちんとした説明をおろそかにしたら、制度改正は失敗すると思います。審議会で議論されていることは主に3点ですが、私の陳情文書では、そのうち2点、利害関係者の取扱い問題と大規模開発事業の審議の進め方について書きました。ここでは、陳情の文章に書いていないことを補足したいと思います。

昨年3月1日開催の定例会で、まちづくり審議会における利害関係者の問題を小川議員が質問しています。私の陳情文書に引用しているとおりです。小川議員は、私が作成した議事録を基に、利益相反の委員が排除されたのは市長命令だと発言されましたが、江村都市整備部参事は市長発言を認めた

ものの、現実に行われた処分は、あくまで審議会会長の判断だと譲りませんでした。主張は平行線になりましたが、小川議員が私の作成した議事録のことを、議事録と言いますが、皆さんが取られたメモですけれどもと語っておりました。

ここで、私の考えを申し上げます。私の作成した議事録は、国立市の公文書です。国立市行政管理部情報管理課が作成した文書事務の手引きという冊子があります。平成20年3月に初版が作られまして、平成28年4月に改定されたものが現行版です。その2ページに、広義の公文書という定義があります。そこで書かれていることですが、私人が作成して、官公庁に提出した文書を含め、官公庁において事務処理上取り扱う全ての文書を公文書と定義されています。この手引の4ページでは、さらにこう書いています。公文書は私物ではないので、その処理は取り扱う者の個性に左右されることなく、必ず定められた方法によって行わなければならないと書いています。国立市文書管理規程によりますと、各課に文書取扱責任者を置くとされておりまして、その担当者は庶務担当係長を充てると、これは規程の第7条で書かれております。

私たち、団地の建て替えを考える会は、2020年8月2日に永見市長さんと、そして、2020年8月28日に都市整備部の市職員さんと懇談会を持ちました。私はそのときの録音を丁寧に文字資料に起こし、市に提出しました。その際、もし誤りがあれば、訂正をお願いしたいと言って市に提出しています。日付の間違いなどはありましたが、その後、内容について、誤りの指摘は市からありませんでした。市は一連の報告文書の添付資料として、つまり公文書として私の作成した議事録を保存しているはずですが、つまり私の作成した議事録は国立市の公文書であり、その内容について、現在まで市は1回も否定していない。つまり、内容を認めている公文書と言えます。

そもそも公文書とは何かですけれども、国の法律、公文書等の管理に関する法律の第1条で、公文書というは、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであると書かれています。ですから、公文書は行政機関の私物などではありません。国民共通の知的資源です。そうしますと、小川議員の今年の議事録での発言は、市が内容において、それまで1回も否定してこなかった公文書に基づく発言であり、江村参事の発言は、その公文書の内容を初めて否定した発言と理解すべきだと思います。

それから、もう1つ、陳情書でまちづくり審議会の福井会長の発言を私は取り上げました。その福井会長の発言というのは、今年の10月29日の調整会における最後の福井会長の発言なんです。そのとき、録音を私たちは認められておりませんので、傍聴者のメモを基に陳情書には書きました。実は、今日の午前中、調整会の全文録、調整会の初校というものです。これを情報開示で提供してもらいました。一応私の傍聴者のメモに基づくポイントですけど、3点、福井会長の発言があったと思います。

1つは、まちづくり条例の仕組みが、景観を大切に考える国立市民が考える以上に緩い規制になっているということ、第2点目、この条例のままだと国立市民が誇りとする景観や環境の破壊が進み、国立を守れないということ、それから3番目、国立市民が今のままでよいのか議論を始めてほしいこと、この3点を福井会長は発言されました。

今日頂いた情報開示の文章を見ましたら、大事なことが抜けていることに気づきました。2点目です。このままだと、国立市民が誇りとする景観や環境の破壊が進むというところに、福井会長はこう言うおりました。この件については、もう間に合わないかもしれませんが、そうでないと、国立を守れないんだというふうに思っております。つまり、団地の建て替えについて、実は国立の景観破壊だと福井会長は思っていたということが明らかになったと思います。

それで、何で福井会長が突然こんな私見を語り始めたかといいますと、調整会の当日に、調整会の開催を求めた市民の方が発言用の文書を配付しておりまして、その文章を福井会長は見ておりました。その文章の中に何が書かれていたかという、昨年9月8日開催の建設環境委員会で問題になったことが書かれていたんです。そこで問題になったことは、まちづくり審議会において、事業者内部の建て替えに批判的な区分所有者の意見表明を認めるかどうか、つまり、まちづくり条例施行規則第85条第1項の解釈です。昨年9月8日の、この委員会では、法務担当課長が、この規定から一般論として、建て替えに批判的な区分所有者の意見表明は可能であると発言されました。ところが、江村都市整備部参事と町田都市計画課長は、建て替えに批判的な区分所有者の意見表明を審議会で認めなかったのは、あくまで会長の判断だと答えているんです。それを調整会の配付文書に書かれていて、福井会長が目にしてたということです。

ですから、福井会長からすると、市の当局からだまされた、責任を押しつけられたという認識になりまして、多少腹を立てていて、最後の私見につながったと思います。以上のことがございますので、まちづくり条例の施行規則改正などという小手先の改正を事務局に任せることなく、国立市まちづくり条例そのものの改正に、委員会も主体的に取り組んでいただきたいとは思ひまして、今回の陳情を提出させていただきました。以上です。よろしく願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して、質疑を承ります。柏木委員。

○【柏木洋志委員】 まず、陳情、ありがとうございます。そうしましたら、1点、お伺いしたいと思います。今、陳情者の発言伺いまして、大きく分けて陳情項目のところにおいては、利益相反の話と、あと、当審議の進め方と陳情には書いていますが、要するに条例の緩さということで問題点を持っていらっしゃるのかと考えています。この問題点について、例えば、どういった形になればいいよねみたいなのがあれば教えていただきたいと思うんですが、何かありますか。どうぞ。

○【高津芳則陳情者】 ありがとうございます。私は議会でどういう仕組みがあるのかというのは正直分かりません。それで、例えば議会で議決して、特別な委員会をつくって、まちづくり条例に関わって、これまで問題意識を持っていた人たちを呼んで、参考人として呼んで、意見を聴取するという形で進めることもあり得るのかと思っております。まず、その程度です。

○【柏木洋志委員】 分かりました。まず、そういった意見の聴取の場であるとか、または、出席の機会の確保と言った方がいいのか分からないんですけども、そういったものは私たちも必要かと考えております。あと、もちろん利益相反するかどうかという話のところについても、ちゃんと客観性が持てるようになればいいのかと思っております。

もう1つ、そこで、伺いたいのは、条例の改正を市行政と、あと議会が行うというか主体的に考えるということでおっしゃられています。市、また行政が主体的に行うというのは検討とか、もしくは再検証であるとかというのは、市はやってもいいですし、そもそもやるべきであるというところでありましたけれども、議会が主体的にというのは、どういったことを想定されているのか、その点を1点、最後に伺いたいと思いますが。

○【高津芳則陳情者】 議会は立法権を持っていると思いますので、その限りで検証のための委員会をつくるというような立法措置、条例でつくることも可能だと思いますので、そういう対応をお願いしたいと思っております。

○【石塚陽一委員】 本日は陳情を出していただいて大変ありがとうございます。陳情者にお尋ねしたいのは、行政当局に対して、陳情者の指摘された発言の正当性というか実態についてお尋ねしたい

んです。その中で、利害関係人の問題、それから大規模開発の件についての問題と、2つが私はポイントになっていると思うので、その辺りのことで御意見ありますか。

○【高津芳則陳情者】 利害関係の問題については、私たちは団地の建て替えをめぐって、これはあるとき、気づいたんですけれども、ある方が団地を建て替えの問題が起きてから旦那さんが購入されて、奥さん名義でも購入されて、会社名義でも購入されて、3軒購入されたんですが、そこは誰も住んでいないんです。おかしいという話から、そうしたら、その方が、旦那さんですけれども、審議会のメンバーだったというのを後で気づいて、ちょっと問題じゃないのというところから問題になったと、そういうことです。ですから、最初から条例上の利益相反者をどうするかという観点から私たちは入ってきたのではなくて、具体的な事実から、それはおかしいと、そういうレベルで問題にしたので、発生論的な問題提起と考えていただければいいと思います。

それから、大規模開発の手順につきましては、昨年、審議会で、事業者がとにかく急がせていたんです、事務局を。例えば昨年の第18回の審議会は、17回の際に、事務局が次回は4月開催だと言ったにもかかわらず、事業者はそれでは遅いから3月にと要求を出していたんです。そうしたら事業者の言いなりになって3月に開催されました。それと並行して、審議会ではちがいが明かないから、小さい分科会みたいなものを設けて、そっちで審議を進めてくれという話がありまして、審議会の会長がそれを受け取っちゃったんです。引き受けて、それで了解しまして、2回ほど小さい分科会というか、小委員会が開かれちゃったんです。それについて、条例違反ではないかと、オンブズマンに私のほうから提案しまして、オンブズマンのほうから条例違反の疑いが濃いという認定を受けている事柄なんです。ですから、それは施行規則の改正のレベルではなくて、条例全体の問題として議論していただきたいと思っております、オンブズマンのつながりで、私は問題提起したと、そういうことです。

○【石塚陽一委員】 どうも御丁寧ありがとうございます。そこで1点だけお尋ねしたいんですが、先ほど言った、利益相反行為というか、利害関係人の問題が出たときに、その中で、具体的に行政に対して働きかけというか、それはどうなんだろうかと、例えばそこまで想定しないで、当初のときには人事権的には発令して選任したと思うんですけども、そういった問題が提起されたときに対する対応について問うということはされなかったんですか。

○【高津芳則陳情者】 私たちが先ほど言いましたように、問題に気づいて、すぐに市のほうにそれを、意見を届けたんです。そうしたら、永見市長がすぐに対応していただけたんです。たまたま市長さんが私たちの懇談会を引き受けてくれて、団地のほうまで来てくれたんです。そのときに、何とかしますということを市長さんが申し込まれたので、お任せしますと、そういう対応で終わったというのが事実です。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。まだほかの委員がいらっしゃいますので、私はこれにとどめておきます。ありがとうございます。

○【小川宏美委員】 では、3つ質疑させてください。今日はありがとうございます。

2ページのところなんですけれども、第19回答申が出た後に、第19回の6月23日に、審議会としても、まちづくり審議会の運営等についての議論が始まったとありました。私はこの辺、ちゃんと追っていなかったもので、いろいろたくさん教えていただき、今回の陳情を通して教えていただいたんですけれども、審議会が議論に入るに当たって、高津氏は、答申が契機になったと後段のところ、主語が「審議会答申は」となっていますが、審議会の検証の流れは、この答申がきちんと契機になっているというのは正しいのでしょうか。高津氏はそう書いていますけれども、ここはつながっていると高

津氏は受け止めているということですので理解してよろしいんですか。

○【高津芳則陳情者】 私の陳情書の2ページの真ん中少し上、答申の5番目に、最後にということろがあると思います。これは諮問に関わる答申とは関係なく、審議会に関することを述べているところなんです。5番目の最後にというのは、審議会を傍聴していた限りですけども、福井会長の思いがそのまま記述されていると思っておりまして、5番目の最後にというのが、19回の審議会のほうにつながっていると私は思いました。19回の審議会は、私は傍聴していないんです。議事録しか見ていないので、その限りでは、文字として見て認識していると、そういうことになります。

○【小川宏美委員】 文字としてということですよ。だから、審議会に担当事務局が、それを、答申を受けて審議に入ります、検討に入りますと言っていないから、私もここは定かじゃないとは思ってたんです。流れとしては、答申を受けて様々に議論が必要だということで、事務局が審議会に対して運営の在り方を問うたという流れのほうが、私は流れだといいなと思う気持ちはありますけど、本当にこの答申が次の検討に入ったかどうか、私は定かじゃないと思ったところで、後で当局にも聞きたいと思います。

2つ目の質疑です。4ページなんですけれども、ここに、これは4ページのところは、19回審議会の会長の発言もあり、事務局の発言も書かれていますが、結局開かれて検討が始まった中においても——利益相反のことに關してです——結論としては、結局変わらなかったという意味として、ここは読んでいいんでしょうか。つまり、しばらくの間はそういった自発的な申出と、事務局の判断として進めていただくことがいいんじゃないかと思えますという会長の発言、つまり検討を経ても、それまでと変わらない結果と、ここは読むべきなんですか。教えてください。

○【高津芳則陳情者】 昨年11月か12月に審議会が開かれて、もうそろそろ会議録がオープンになっているかもしれないんですけど、私がこの陳情書を書いている段階では、それを読めておりません。なので、会議録がネット上で公開になっているところまで読んだ限りなので、ただ、結論は出ていないと私は思っております。そこは、あくまでネットで公開されている会議録を読む限りということになります。

○【小川宏美委員】 市民の方は本当に議事録を頼りに、開示されるのを待って状況をつかむので、現状の状況を苦勞してすごく知っていくこと、いつも御苦勞だと本当に思っています。この時点では利益相反に関するルールというのはこれまでと変わらない、検討を経ても変わらなかったということで、私もこのところは理解しているので、後で当局にも聞きたいと思っております。

最後にですけども、9ページなんですけれども、先ほど他の議員も聞いていましたように、議会が主体的に条例の検証を行ってほしいという、切実な結論のところ、ようやく10ページに及ぶ陳情の最後の結論になってくるところです。当局とずっと丁寧に関係を持たれて関わっていらした陳情者としては、最後に議会がどうか、この問題、手をつけてくれという切実な思いとして、ここに議会がという突然主語が、当局でも行政でも審議会でもなく、議会が入ったのか、その辺の思いは、私はとても分かったんですけども、議会が条例改正に手をつけることが必要の趣旨、思いを、お考えをお聞かせください。

○【高津芳則陳情者】 皆さん御存じの方もおられると思いますが、情報開示をめぐる、2020年の夏からずっと市と私は争っておりまして、やっと一部、団地の理事会と市の相談の記録、昨年の秋に部分開示されたんですけども、私の考えですと、一部は偽造、でっち上げの文書であったり、あるいは、不要なところまでマスキングされているということで、再び審査請求を出して今、書

面において市とやり取りをしているところでありまして、正直、市の都市計画課の職員さんは、あまり信用できないというか、市民としては納得できない部分が多いので、ぜひ議会が、立法権の可能な範囲において対応をしていただければ、そういう思いで今回の陳情を提出させていただきました。

○【小川宏美委員】 分かりました。ありがとうございます。

○【青木健委員】 それでは、お伺いしますけど、今、公の場ですので、偽造、でっち上げということはどういうことなのか、もう少し詳しくお話しいただけますか。

○【高津芳則陳情者】 それは、今の段階では、私の全くの主観的な思いということで語りましたが、それは、昨年の12月28日に審査請求を出して、その中で使っている言葉ということで御理解いただければと思います。今年に入って、市から弁明書が提出されてきてまして、たしか2月だったと思いますけれども、3月の頭、上旬に私はその反論書を提出しているという段階でございます。

○【青木健委員】 ということは、市が偽造、でっち上げをしたと断定をされるわけですね。

○【高津芳則陳情者】 ですから、私の、現段階では個人的な意見としては、そうっております。

○【青木健委員】 それでは、質疑を変えます。陳情、本日ありがとうございます。そのことを申し上げるのを忘れていましたので、今、言わせていただきますが。陳情者は、この陳情の中で、現行の国立市の条例が緩いんだということを、福井会長の言葉を引用してですけど、出ております。ということは、その条例によって、例えば、法律によって守られている、あるいは与えられている個人の権利、あるいは団体の権利等について、この条例で縛れと、それはできないようにすればいいんだという極端な言い方になりますけど、そういうお考えですか。というのは、個人が法律によって与えられている権限について、陳情者は自分の望む景観を守るためだったら、それは法律を超えてでも縛っていいんだというお考えでよろしいのでしょうか。

○【高津芳則陳情者】 国立市の景観裁判における最高裁の判決で、景観の権利、それは保護に値する権利だというのは最高裁の判決で認められておりますので、その限りでは、個人の財産権と当然バッティングする事柄だと思います。そのバッティングする事柄を調整するのが、まさに国立市のまちづくり条例の役割で、まちづくり条例はどちらかという、個人の権利のほうに軸足を置き過ぎているからこそ、福井会長は緩いと発言したんだと私は理解しております。

○【青木健委員】 くどくなって申し訳ございません。最後にします。

明確にお答えいただきたいんですけど、それでは、陳情者はこれは私見だということで、私見だと、私個人という言い方をされておりましたので、この陳情に当たって、あなた、陳情者個人として、それでは、そういうことで個人の権限についても強制的に縛っていいというお考えでよろしいんですね。

○【高津芳則陳情者】 いいえ、これは最高裁の判決で書かれていること（「いや、個人のことを聞いています。個人の考えを聞いています」と呼ぶ者あり）だから私の意見でもあるし、最高裁の判決の内容でもあるということです。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

では、なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。小川委員。

○【小川宏美委員】 よろしくお願ひします。幾つか質疑をさせていただきます。

まず、1ページ目なんですけれども、まちづくり条例には見直し条項がありませんとあります。国立市のまちづくり条例は5年がたちますけれども、その条文に見直しの条項を入れることは可能なん

でしょうか、伺います。

○【町田都市計画課長】 条例の中に見直しの条項ということでございますけれども、現在は入っておりませんし、また、そのような形のものを条例の中に入れるというのは、私としては違和感があるかと考えております。以上です。

○【小川宏美委員】 違和感というのは、行政として、地方自治体としての持つ条例の中に、入れられるのか、入れられないのかを単刀直入にお答えいただきたいんですが。

○【町田都市計画課長】 入れられるか、入れられないかは、また法制担当との相談となるかとは思いますが、見直しについては、条例を必要であれば見直していくという考えで進めておりますので、条例の中に見直すという条例を入れるということができないは、今、私は、即答は控えさせていただきますけれども、それを入れなくても、必要であれば条例というのは他の条例などにおいても見直しは可能だと考えております。以上です。

○【小川宏美委員】 これに関してですが、副市長はどうお考えですか。

○【竹内副市長】 見直し条項を入れるということは、一般的にはあり得る話だろうと思います。ただ、条例というのは常に、我々行政としては検証していますから、都度検証した上で、必要があれば見直しをするということですから、あえてそのことを入れるかどうかということであれば、非常に消極的というか、この際、あまり意味のないことかと考えております。

○【小川宏美委員】 入れることは、一般的に可能ということは分かりました。あと、今回は、見直しの検討を求めるのに本当に時間がかかっている、それによって出された陳情であることも、よくよく行政は分かっていたらと思います。

次の質疑です。4ページなんですけれども、すみません、2ページです。申し訳ありません。先ほど陳情者に質疑したところを受けての、1つ質疑をさせていただきます。19回審議会です。2021年6月23日ですけれども、開かれた審議会ですが、これは先ほど陳情者にも伺いましたけれども、審議会の福井会長の答申を受けて、この検討に入ったと陳情者は書かれていますけれども、その流れでよろしいのでしょうか、伺います。

○【町田都市計画課長】 市としましても、この条例、審議会ですけれども、施行から5年ほど運用してきた中で、回も重ねてきた中で、事務局としましても課題が見えてきたところでもございました。また、そのような意見もいただいている中で、取組を始めたところでもございます。19回の中で、今まで事務局としても考えていたこと、また、審議会会長のほうからもいただいた御助言等を加味しながら、審議会委員と一緒に十分に協議して取り組んでいきたいということで、まず一番初めが19回の審議会のほうで口火を切らせていただいて、今後、協議を詰めていきたいと考えているところでございます。

○【小川宏美委員】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、いつも審議会において議題が唐突に出される感があるというような陳情者の趣旨が読み取れることが多かったんですけど、19回の審議会においては、当局から、審議会会長から出された答申を受けて検討の見直しも必要だということが書かれているので、今回入ったという発言はされたんですか。

○【町田都市計画課長】 ちょっと私も正確にあれですけど、特段、この答申の文を頂いて始めたということではなく、先ほど申し上げましたとおり、5年間の蓄積で、事務局としても考えていることがございましたので、一つ一つ協議して進めていけたらということで始めさせていただいたものでござ

ざいます。

○【小川宏美委員】 発言がぶれるようなんですけれども、答申を受けたとさっきはおっしゃったんです。だから、答申は受けたと、今は外れました。答申を受けた、その前の5年間の当局の検討もあるけれども、答申が決定的なものとして出たことも受けてでよろしいんですね。

○【町田都市計画課長】 きっかけとして、答申を頂いたことを受けまして、スタートという形は取っておるところでございます。

○【小川宏美委員】 しかしながら、19回の冒頭には、そのことの答申には触れていないのでよろしいんですね。

○【町田都市計画課長】 審議会の中で会長が申し上げたこと、また、議事録にも載っていることでございますので、審議会の委員の皆様も、この旨については把握している中でスタートしておりますので、特段、この文を引用して事務局のほうから説明をしたということはなかったと思っております。

○【小川宏美委員】 分かりました。委員もいろいろ、メンバーも変わったりする中で、これまでの経過を、あるいは審議会会長は、当初からやったださる会長の答申が出た、その経過を説明しない、体質というんですか、そんなものが少し感じられる御答弁でしたが、結果は分かりました。

3ページになります。すみません、1ページずつ伺って申し訳ないです。検討会は、検討は19回、20回と続いたわけです。20回目は今年の9月27日に行われていますが、議題が2つあったようです。2つ目のまちづくり審議会の課題というのは、2つの小項目があったのが3つに変わっていった。大規模開発事業に関してですけど、審議の進め方と資料と2つ分けたのは、19回目のときにまちづくり審議会の議題の課題というのが、大規模開発事業が細かく2つに分けて進めようという話が出て、この議題が分かれたんですか、伺います。

○【町田都市計画課長】 19回のほうでの大規模開発事業に関することということで、大枠で議題を上げさせていただきまして、それで委員さん等々の審議の中で、資料についても御意見いただいた中で、また細分化して、協議をしたというところでございます。

○【小川宏美委員】 それは分かりました。審議の中でそういった意見が出て、このように細かく分けて審議したと、それはよく分かりました。ありがとうございます。

4ページになります。先ほども陳情者に伺ったんですけれども、利益相反の問題です。ここに、陳情者は市民から指摘があって、会長とK委員のことが出されたとありますけれども、これは市民からの指摘という、陳情者のここに書いてあるのは、そのとおりだということでよろしいんですね。

○【町田都市計画課長】 市民の方から頂いたものでございます。

○【小川宏美委員】 では、逆に言えば市民の指摘がなければ、任期のこともありますから、間もなく終わるということもあったのかもしれませんが、そのまま進んでいたということになってしまいますよね。それでよろしいですか。

○【町田都市計画課長】 条例等、規則等の改正は行う時間というか、時間的なものもございませんので、運用としてさせていただいたところでございます。

○【小川宏美委員】 運用として、そのままにさせていただこうということですね。市民から指摘があったから、そこで変えていったというのが結論ですから、それは分かりました。市民の方が指摘してくださって、審議会が正常なものに転換していったということは分かりました。

先ほど陳情者の方にも伺いましたけれども、結果的に19回の審議会においても、利益相反の問題は検証後、結論は今までと同じというので、今現在の状況はよろしいんですか。

○【町田都市計画課長】 今日現在のことでございますけれども、そのような御指摘を頂いた中で、会の運営という中で、1日、2日では条例規則等は改正できませんので、今日現在におきましては、国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱というのがございまして、この中で細かいといいますか、審議会等の運営のルールについては、条文ですと委員の任期ごとの最初の会議において確認し、これを明らかにすることとございますので、今後、改正等をするまでの間の審議会におきましては、例えばですけれども、会の始まりに会長のほうから、例えばですけれども、利害関係のある方は出席を控えてください等を会に諮りまして、了解を得た中で運営を進めていく、そのような形で今日現在はいるところでございます。以上です。

○【小川宏美委員】 附属機関の要綱があるわけですよ。分譲富士見台団地の案件というのは、第13回の審議会から始まっています。2020年の4月22日です。そのときには、国立市にもともとある附属機関の要綱にある利益相反という方は、利害関係のある方は審議に臨めないということは、そのときに当局は発言したんでしょうか、どうですか。

○【町田都市計画課長】 その要綱には、利害関係とか利益相反という言葉は入っておりません。その会の運営については、そのようにしてくださいということが定められているのが要綱でございます。

○【小川宏美委員】 ですから、それを最初に審議会の13回の方に言ったんですかというのが質疑ですが、どうですか。

○【町田都市計画課長】 13回の方にそのような発言はしておりません。

○【小川宏美委員】 それは分かりましたし、なかったのは、それは落ち度ですね。それで、当局の落ち度です。

それで、結局16回、2020年いっぱい全部かけて審議を行い、そして19回、2021年、昨年6月23日に運営等について検証を始めたんですが、結局今もまちづくり条例の中では利益相反に対して、何も書き込んでないし、変わっていないという状況でよろしいんですね。

○【町田都市計画課長】 今現在、先ほど申しました課題が幾つかございますので、課題の整理、また協議をしているところがございますので、その1つについて、先に改正とかということではなくて、合理的にまとめて、ほかの課題とともに改正であれば改正していきたいということで、その1つについてだけ、何か改正してやるかということはおしておりません。以上です。

○【小川宏美委員】 分かりました。陳情者もこここのところ、大変注目しています。現在進行形であるということが分かりました。どちらにも別に固まっていないということですね。改正のあり得る流れで、今はあるということは分かりました。

次は少し飛びまして、7ページなんですけれども、第19回審議会のことです。先ほども触れたんですけれども、過去の経緯を紹介するかどうか、具体的なことに関わってくる場合が多いですけれども、それを19回の審議会メンバーには、伝えることはしないと、紹介しないと考えた理由は何でしょうか。行政のいつも、そういう判断は分からないもので、伺います。

○【町田都市計画課長】 今回の件につきましては、条例上、定めがないもの、また、そのような説明をさせていただいておりますけれども、それで、今後、このような利害関係者の方が審議に参加しないように、今後のルールづくりをしようということでございますので、特段、この会議の中で経緯については、説明はしていないところでございます。

○【小川宏美委員】 陳情者の方は、ここで、そのような経緯を紹介することなく議題に入ることによって、正しい制度改正が期待できないと書かれているんです。そのことはどう思われますか。

○【町田都市計画課長】 繰り返しになりますけれども、条例の中で、このようなルールがない中で、こうした、ああした、また欠席の説明等は、条例上にのっとっていない中で説明するということは必要ないという判断でございます。以上です。

○【小川宏美委員】 そのことによって、結果的に初回だけでしたけども、13回のときには利益相反のあった審議委員が会議に入ってしまったという過去があります。そのことは厳重に受け止めているということには変わりはないですよ。伺います。

○【町田都市計画課長】 市民の方から疑義を頂くことはよくないことと認識しております。しかしながら、条例の中で、繰り返しになりますけれども、ルールがないものについて、なかなかそれを強行というか、運用することが難しい中でございましたので、今後、それをよりよいものにしていけたらと考えているところでございます。

○【小川宏美委員】 それにしても、初回の13回目に言っていないんですよ。先ほども御答弁がありました。利益相反のことを一言も触れていない。議題ごと非常に利益に関係、開発とか利益に関する審議会を行っている当局としては、そのことは言うべきだと、そのこととか先ほども言ったことの反省なく、答弁をさらりとするのはあまりよくないと思います。それは感想です。

8ページのところに行きます。後半の部分は大きな問題になっています。非公式会議のところ。これはオンブズマンにもかかった案件になりますけれども、会長が任意の委員を選んで開いた非公式会議の開催を、事務局はなぜ当時許したんですか。条例に規定もない、それでは、開催の根拠はどこにおいて、非公式会議の開催を認めたのですか、伺います。根拠をお示してください。

○【町田都市計画課長】 こちらの会でございますけれども、まず、細かい話になりますけれども、個別の確認の場を設けるということについて、その前の会で、会長のほうからこういうことをやるということを、前もって委員の皆様には発言しております。また、済んだ後には、結果として会にその内容についても御報告をさせていただいております。

根拠ということでございますけれども、運営の中での会長の判断ということで、会長自らの口から確認の場を設けるということで設定した会でございます。以上です。

○【小川宏美委員】 会長の運営に任せたとということですけども、行政としては、根拠は、その後、様々な条例の違反の疑いが指摘されるわけですけども、根拠はどこに、会長の運営に任せただよるしいんですか。行政としての根拠です、開催できるという。

○【町田都市計画課長】 まちづくり条例規則のほうの85条で会議の運営等という中で、規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定めるという中で、審議の進捗をスムーズに進めさせるために、会長のほうの判断で設けたということでございます。

○【小川宏美委員】 そのことは会長も今、オンブズマンからの指摘が出た中でも納得、会長に全部責任転嫁しているようですが、そのことは大丈夫ですか。

○【町田都市計画課長】 もちろん審議会の中では、委任して審議していただいておりますので、そこで市などの口を挟む状況ではございませんので、会長のほうから、そのようなものが可能かという、事務局のほうに問いがありまして、もちろんこの会については市も立ち会っておりますので、その辺については、スムーズな進行に関わるものであるもので、市としてもその会については行うという中で進めた2回でございます。

○【小川宏美委員】 それはそのときには分かったけど、オンブズマンからの今の通知書が出ている段階では、なかなかそうだと議会として、議員としても認め難いです。そこに事業者も入っているわ

けですよね。事業者を入れていいということも、本当は、これは違反疑いがあると、審議会の合意違反疑いで指摘されていますけども、もろもろのことを、それも決定的に最終場面になる直前に2回開いた非公式会議の正当性、根拠は、先ほど85条まちづくり条例の運営のこととおっしゃいましたよね。それだけで進めたにしては、非常に重大な問題を残してしまっていると、今も思っていないか。

○【町田都市計画課長】 確かにオンブズマンのほうから助言、指導を頂いております。今回の会の開催についても、先ほど私が申し上げましたとおり、会長としては、会に諮って開かれたものという考えでおったんですけれども、オンブズマンのほうで、より会に諮る場合、例えば、採決を採るとか、もう少し丁寧にするようにという助言を頂いておりますので、それも含めて、先ほどから申し上げております課題の1つとして、現在、改善に向けて取り組んでいるところでございます。以上です。

○【小川宏美委員】 今、改善に向けて取り組んでいるんですね、この問題を。オンブズマンからの指摘も受けてということですよ。この会の在り方ですけど、任意の委員だけを選んで、ここは3人ですか、結果的に4人ですか。4人ですよ。そういう選び方や審議会合意違反の疑いがある事業者も入れるという幾つもの問題を指摘されていますけども、この件に関して、決定的な場面、最終の答申の前の会議に非公式会議を入れたということに関して、オンブズマンの結果通知書が出ている段階において、副市長は非公式会議の開催について、どのような今、見解をお持ちでしょうか、伺います。

○【竹内副市長】 まず、1点は、先ほど来、課長が申し上げているように、会長という言葉が出ていますけれども、会の総意として会長が判断をしたというのが正確ではないかというのが1点でございます。それからオンブズマンの指摘が、開催経過に疑問が残るとなっておりますが、ここは明快に、なぜこれを開催するかというのを明らかにすべきであつたらうと反省はあります。その点については、真摯に受け止めていきたいと考えているところでございます。

○【小川宏美委員】 反省はあるという副市長の御答弁が初めて出ました。

情報公開条例の21条の会議の公開の趣旨からも不適切という指摘が出ていることに関しては、副市長のお考えはどうか。（「すみません、もう一回お願いします」と呼ぶ者あり）オンブズマンの指摘ですよ、これは。私のじゃなくて。3つありましたよね。副市長は開催経過に疑問が残ることに関して反省はあるとおっしゃったんです。

もう1つは、審議会合意違反の疑い、そこに事業者と絡まないと当初からあるのに、ここに入れたこと、事業者を入れたこと。私が聞いたのは、3つ目の情報公開条例21条の会議公開の趣旨からも非公式会議を開く、任意の委員とだけ会長が話し、そこに事業者も入れる会議の在り方は、会議公開の趣旨からも不適切ではないかという指摘がありました。そのことのお考えを聞いています。

○【竹内副市長】 これについては、私自身も少し深く検討してみたいと今、考えているところであります。

○【小川宏美委員】 そうですか。いやいや、もうこれ出ているのは、オンブズマンの意見が出たのは随分前です、3月25日、これは去年ですから。通知書が出ているのは去年です。6月28日ですから、もうかれこれ半年以上たつんですけれども。市民の方の御苦勞というか、決定される前に本当にオンブズマンにまで聞かなきゃいけない、聞きたい思いで行動しているわけで、そのことが結果的に出ているんですから、副市長、こういったことを、疑義がいっぱい出されていることについて、見解をもう少し早く出していただきたいと思えます。市長はいかがでしょうか。

○【永見市長】 私は今、ずっと議論を聞いていまして、市長という立場は、政策の決定者及び政策の判断者です。ですから、そのプロセスのアイウエオについては、審議会であれば、条例で定めた審

議会を設置して、そして、その条例の範囲内で権能を審議委員さんに委ねていると。ここの過程のプロセスで起きた問題については、市長は関与、それは政策決定、政策判断の問題ではなくて、事務プロセスの問題である。不適正があれば直すというのは当たり前のことであり、疑義であれば検討するとは当たり前のことであり、中身について市長が入る立場ではない。ですから、今まで副市長が申し上げたことが、事務のプロセスの中での考え方の総意だと考えております。

○【小川宏美委員】 それはよく分かります。ですから、利益相反に関して、市長はメンバーを、委員の方を選任して、そして委嘱するわけですから、そのことに関しては、利益相反が起きた委員に関して欠席していますという審議会でのことじゃなくて、そこは利益相反があったために解任したということ、市長のそこは権限があったと、今、逆におっしゃったような形になったんですけども、全体に関しては副市長の見解であることは分かります。

先ほども言いましたけども、6月25日に出ている通知書ですから、そのことについて検討しているか、検討しないかが分からないような御答弁は本当にどうなのかと思いました。

では、すみません、質疑です。9ページのところに、審議会でもオンブズマンから出された通知結果を何らかの形で紹介しないと判断した、これはどういう判断ですか。

○【町田都市計画課長】 今回のオンブズマンの通知でございますけれども、市長名、市に宛てて出た通知書でございますので、市として受け止めさせていただいたところでございます。

○【小川宏美委員】 それは分かりますけれども、ただ、決定的に審議会でも答申を出す直前に非公式会議というのが非常に疑義を持たれたということなども何らかの形で公開していく、紹介していくことで、私は公平で、公正な審議がなされていくのだと思います。じゃないと、だから今、市民に開かれて、この陳情の中でこうやって審議しているし、議会に行政のことをなかなか信じられないと、あえて強い言葉で陳情者がおっしゃって、議会に主体的に動いてくれと言っているわけですから、行政全部で受け止めて、それを未消化のまま行くということは、本当に市民自治体のマイナスでしかないと思いますので、何らかの形で事例紹介とか次に進むために、よくするために紹介する判断というのは、もう一度、ここは話し合っていたいただきたいと思います。

最後の質疑になります。9ページなんですけれども、陳情者の方も今日の議会でも確認してくださいということで、あと、今日、情報公開請求をしたものの結果が出たということで、それも拝見したいものなんですけれども、ここにある傍聴者のメモによって概要を書かれたという、福井会長の9ページの下から10ページにかけての発言は、これはおおむね間違えない、正確なものを受け止めてよろしいでしょうか。

○【町田都市計画課長】 おおむね、このような発言があったということは認識しております。

○【小川宏美委員】 そうですか。会長の言葉の中には、高津さんがまとめられた(2)のところに、景観や環境の破壊という2文字が入っていますけれども、上には破壊という言葉が入っていないですけど、破壊という言葉も、では会長がおっしゃったんですね、伺います。

○【町田都市計画課長】 申し訳ございません。私が今、申し上げましたのは福井会長の発言でございます。福井会長の発言の中では、おおむねこのとおりというお話させていただきました。その下の段については、私は今、コメントしておりません。以上です。

○【小川宏美委員】 福井会長の発言の要旨を高津さんがまとめた中に破壊とありましたけど、福井会長の発言の中に破壊という言葉があったのかを聞いているんです。どうなんですか。

○【町田都市計画課長】 ありません。

○【小川宏美委員】 ですから、最初のところの質疑のときに、市民がまとめるときに、ついつい相手がそういったらうということで、まとめる言葉として大きくなる場合がありますよね。ですから、破壊という言葉が入ったかどうかはすごく大きいんです。だから入っていませんと言ってくださったら、こんなにしつこく質疑しないんですけども、ただ、会長の発言はすごく伝わってきますから、破壊と言ったのかと思いましたが、会長の発言には入っていないということが分かりました。

しかし、先ほど陳情者からありましたけども、もう間に合わないかもしれませんがという、私見ながら会長の発言があったということ、これは非常に重たいと思っています。本当にまちづくり審議会をお任せしてきた福井会長に、この言葉を言わせてしまったのは、私たちも本当にじくじたる思いがありますし、申し訳ないという思いをしました。もう間に合わないかもしれませんがという発言は、先ほど陳情書は分譲富士見台団地のことを言っているとおっしゃいましたが、私はもう少し広く国立のまちづくり全体に関して言ったのかと思ったんですが、そのところはどうかでしょうか。

○【町田都市計画課長】 もちろん私見でございますので、私がどうこうということではございませんけれども、やはり広い視点での、視野での発言だと私は思っております。

○【小川宏美委員】 分かりました。ありがとうございます。

すみません、もう1つだけ、陳情事項にも関わりますので、最後の質疑になりますけれども、陳情者は条例施行規則改正などという小手先では間に合わない状態に、今はあると言っています。行政は今のところ、条例改正ではなく施行規則改正で行こうとしていますけれども、陳情者の御意見を受け止めて、今はどうお考えでしょうか。これは副市長でも構いません。教えてください。

○【竹内副市長】 これは、当局で申し上げているとおりでございます、これは他の自治体の事例もよくよく調べてみますと、一般的にはこういう規定になっておりまして、そこを小手先のというのは非常に心外でありまして、これは通常の形でありますから、ぜひ御理解を頂きたいと思っております。

○【香西貴弘委員長】 ここで休憩に入ります。

午前11時1分休憩



午前11時14分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 では、当局のほうに少しお尋ねしたいと思います。

先ほど前委員がいろいろな項目を当たって事実確認をしていただきましたので、私は10ページのところの中段に、福井会長さんの言われた、(1)、(2)、(3)という3つの項目がございますけど、その中の2番目の、この条例のままだと国立市民が誇りとする景観や環境の破壊が進み、国立を守れないということを危惧しているというような文章がここに載っておりますけれども、それに対する当局のお考えはどうでしょうか。

○【香西貴弘委員長】 石塚委員、今言われたところは、福井会長の発言ではなく、それをまとめられた陳情者の言葉の中のということによろしいですか。

○【石塚陽一委員】 そうです、そうです、すみません。

○【香西貴弘委員長】 その点、分かりました。どなたが答えられますか。

○【町田都市計画課長】 こちらは陳情者様の御意見になりますので、この条例のままだとというこ

とが、条例が緩いという意味合いかとは思いますが、それであれば、条例というのは、まちづくり条例は緩いとか、そういうことを、この中で申したいしておりますけれども、福井会長は上段、10ページの上から5行目になりますか、今の都市計画でいいのか、こういう制限でいいのかという発言はいただいております。

したがって、会長としましては、都市計画、都市計画と具体的に言いますと、用途地域とか建蔽容積、その都市計画について、緩いという言葉が正しいか分かりませんが、都市計画法で定まっているものがありますので、その中で、まちづくり条例というのは、その範囲の中で、よりよいまちにしていきたいという条例でございます。具体的には、手続のルールとか、あと、また、言い方によりますと、紛争予防のような条例、仕組みになっておりますので、この条例のままだと景観が破壊されるということは、市としては全く考えておりません。また、環境のほうで申し上げますと、景観形成条例というのも国立市では持っておりますので、そちらのほうの基準等を引用しながら、景観のほうについては守っていきたく、努めていきたくと考えております。この条例のままかどうかということについては、市としては、全くそのようには思っておりません。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。御丁寧にすみません。

それで、その言葉を頂いた中で、陳情者の陳情事項の中に出ております、先ほどからもいろいろ出ておりましたけど、施行後5年が経過したことに鑑み、条例改正のために必要な検証と条例化に取り組むことということが書かれておりますけども、これについての具体的な作業には入っているのでしょうか。

○【町田都市計画課長】 検証については、事務局でも、これまで運用してきた中で、5年、また、回数も重ねてきておりますので、運用の中で改善していきたい課題等は事務局のほうでも持っております。また、先ほど来、会長のほうからもいただいておりますので、事務局だけではなくて、審議していただく委員の皆さんも感じたことや、こうするとよくなるとか、そのような協議を重ねながら、双方で確認しながら、よりよい条例、また、よりよいまちづくり審議会の運用ができるように努めていきたいと考えております。今現在、その進行中でございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そのように進めていただければと考えております。私は以上で結構です。

○【藤田貴裕委員】 それでは、まちづくり条例のいろいろな課題が明らかになってきておると思いますし、行政内部のほうでも、課題を整理されているという話でしたけども、今ここで言える具体的な内容というのはあるのでしょうか。

○【町田都市計画課長】 この場でまだ決定とか云々されていない案件等でありまして、なかなか全てを申しにくいんですが、今まで出ております、例えば利害関係の取り扱い、また、小委員会、また、専門部会とか、あと、コロナ禍で課題となってきました書面開催についてとか、あとは、もろもろ日常、事業者様から出ております手続上の書類とか、その辺のもろもろの課題は幾つか挙がっております。それを一つ一つ、丁寧に解きながら、よりよいものに改善していきたいと考えているところでございます。

○【藤田貴裕委員】 その中で、その中でじゃないですけど、建て替えの問題に関わっている方から私が承った話ですけども、建て替えに反対している方々が近隣住民に当たらないというのは、なかなかこれは不都合があると、そういうような声を頂いています。これは、市は検討課題になっているのでしょうか。

○【町田都市計画課長】 住まわれている方の意見ということでありまして、以前令和3年の定例会でございましたとおり、まちづくり条例の中で、住まわれている方の御意見を頂くような形にはなっておりませんし、する予定もございません。

なぜかと申しますと、建て主さんというか、建てようとしている方からの届出を受けて、まちづくり条例を進めておりますので、建てられる方の中での意見の相違というものであれば、大変申し訳ないんですけども、建てる側というか、建てようとしている方の中で整理していただいて、まちづくり条例のほうの進めたいと考えると、市としては考えておりません。以上です。

○【藤田貴裕委員】 反対の意見を入れないと建て替えが進むだろうと、住んでいる方も近隣も思ってしまうと、それでは、少し具合が悪いぞと、そういう話があると思いますが、この点、もう一回、検討課題になるのかどうか教えてください。

○【町田都市計画課長】 以前からの繰り返しになりますけれども、建てるならこのようなものにしてほしいというのが、まちづくり審議会での審議になります。建てるならこうしてくださいですので、建てる、建てないについての検討というのは、この審議会ではありませんので、その辺についての改定は考えておりません。

○【藤田貴裕委員】 ただ審議会の中で、事業所はあれです。事業性だからこれ以上譲れないだとか、そんな発言が出ていました。そういう中で、建てるんだしたらこうしてくださいという話の中で、事業者が、いや、事業性があるからこれ以上譲れないという中で、本当に客観的なそういう市の意見と言えるんですか。審議会からの答申とか出せるんですか。

○【町田都市計画課長】 その事業者の方というのが、建てるならこうしてくださいということを審議会の中で審議しておりますので、その中で、建てるものについての議論については、事業者さんというか建てようとしている方々の中で整理していただいて、届出を頂くと、そういう形でございます。この審議会でも、建て替えとか云々ということについては、議論は致しません。

○【藤田貴裕委員】 建て替えが決まってからかかる案件も確かにあると思いますが、そうじゃないで、先に、まちづくり審議会にかかる案件というものもあると思うんです。つまり、建て替え決議と建て替え推進決議とは全然違うわけですから、そういう面では、近隣住民に入らないと具合が悪いぞという声が、私は本当にそのとおりだと思いますが、どうですか。じゃあ、検討課題にしたいと思いますが、どうですか。

○【町田都市計画課長】 こちらのまちづくり条例の届出を出せる方は、開発事業を行おうという者、及び開発事業を行う者でございますから、先ほどから申し上げさせていただいておりますとおり、こういうのを建てようかという方で、建てる、建てないが決まっていなくても、届出のほうは出せることになっておりますので、そのスタートの時点で審議会、まちづくり条例で議題にすることはないとことです。

○【藤田貴裕委員】 だから、建て替えると決まっていなくても出せるわけですね。だから反対の人が反対の意見を言えないというのはおかしいじゃないですかと言っているんです。

いいですか、条例の内容には踏み込みませんので、あくまで陳情の趣旨の範囲でやりたいですから、検討していただけないかと言っていますから、検討課題にぜひ載っていただきたいんですが、どうですか。

○【江村都市整備部参事】 これは、建築基準法の建築許可のほうは東京都、うちのほうはやってお

りますけども、そちらの建築許可のほうも、建てる、建てないという意思決定は範疇になしに、建てようとする方は申請できる形になっておりますので、今まちづくり条例も同じように建てようとする方は審議できるようになっておりますので、建てる、建てないの意思決定ということに関して、今、まちづくり条例の中で議論に取り組むということは非常に難しいと思っております。

それはあくまでも、建て主側の中での議論の範疇だと思いますので、それを市の条例の中で、そこに関与するという事は、これは難しいということでございます。

○【藤田貴裕委員】 だからそれについては別に、そういう市の考えもあるんだろうと、私はまあそこはあるんだろうということで理解しています。ただ、建てることと決まっていなくてもかかわらず、提案を提出することができるんですから、実際、そこにお住まいの建て替えに該当する方が反対ですかという意見を言えていいんじゃないですかと私は言っているわけです。建てることと決まっているのなら、建物の中で、5分の4以上の賛成の後、そういう話になって、まちづくり条例に基づいた手続が進んだら、それはそちらの問題じゃないですかというのは私、分かります。しかし、決まる前に、まちづくり条例の話は進むわけですから、反対している人も当然近隣住民として意見を言えなかったら、私の意見はどうやって反映されるんですかということになるんじゃないですか。だから私は課題として挙げて、市の中で議論してくださいと言っているんですよ。入り口のところで閉ざされると困るんですけど。

○【江村都市整備部参事】 それはあくまで建て主側の内部の問題でございますので、その内部の意思決定に行政が関与するという事は非常に難しいということでございます。あくまでまちづくり条例は建てようとする建築物の中身、開発行為の中身について、市の様々な計画に対してふさわしいかどうかを審議する場でございますので、意思決定の中に行政が関与することは非常に難しいということでございます。

○【藤田貴裕委員】 意思決定に行政が関与なんて言っていません。それだったら5分の4以上の賛成がなければ受け取っちゃ駄目です。そういう話になります。

○【江村都市整備部参事】 建てようとするなら、こういう建物ということで審議するものでございますので、結果、その後、建てないというところもあると思うんです。ただ、その前段の段階で、市の条例に照らして、そのことがふさわしいかどうかという議論をする場でございますので、あくまでも建てる、建てないという議論について、建てようとする方の内部での話でございますので、その部分に市のほうに関与するということが非常に難しいということでございます。

○【藤田貴裕委員】 だから行政が関与してくださいと言っているわけじゃないです、近隣住民として意見を言う機会をくださいと。そういう条例にしてくださいと、そのことを検討してくださいと言っているわけですから。（「そうだよ、それだけの話でしょう。意思決定されてからじゃないんだから、審議会の場というのは」と呼ぶ者あり）

○【町田都市計画課長】 その事業者さんの中での判断でございますので、そこの方をこの審議会に呼んでお話を聞くということは……（「違うよ、そんなこと言っていないよ」と呼ぶ者あり）もう一度確認させてください。

○【藤田貴裕委員】 ですから、建て替えが決まった後、まちづくり条例にのっとった手続が始まるんだしたら、市の言い分としては、それは分かります。それは事業者の話じゃないですかということ。だけど、決まる前にまちづくり条例の手続にのっとっているいろいろ進むわけですから、それだったら建て替えに反対している方の意見も表明できる機会がなかったらおかしいんじゃないですかと言っ

ているんです。

だから、そういうことが今回の問題で明らかになったから、市の内部で検討していただけないかと言っているわけですから、あくまでもこうしてくださいという結論を求めているわけじゃないんです。こういう建て替えの今回の事例があって、そういう話が出ているから、近隣住民として意見が言えなくなったと。そうしたら、みんな賛成でまともしていると勘違いされて、建て替えが進みそうです。それはおかしいと広報宣伝紙に書いてあるわけです。そういう御意見があるので、ぜひ検討してくださいと、そういう話をしています。

○【江村都市整備部参事】 今、御質疑のあった件については、まちづくり条例でやるのがふさわしいのかどうかということもありますので、どういう場がふさわしいのかどうかでございまして、それで1回預らせてください。ただ、まちづくり条例の場の中で検討するかどうかというのを、今、お答えできませんので、そういう答弁でお願いしたいと思います。

○【藤田貴裕委員】 預かりたいと、そういうことがありましたので、よく議論していただきたいと思います。

○【柏木洋志委員】 質疑を致します。その前に、私からも住民の意見を聴取する場、その機会というのはぜひ確保していただきたいと、これは先に言わせていただきます。

それで、質疑に移るんですけれども、質疑のほうなんですけど、この間、非公開とされた協議のところについて伺います。非公開協議とされた会議について、さっきの委員の答弁であるとか質疑であるとかということをとまとめると、今後の検討課題で検討していきたいということも先ほどありましたし、その内容の小委員会や専門部会というところに入っているのかとは思いますが。

ここで1つ伺いたいのは、これから検討するということではありますけれども、例えば、この間、検討の内容がまとまったりであるとか、こういった改正をしたほうがいいんじゃないか、しないというのものもあるかもしれませんが、というある程度何かしらまとまった段階に至るまでは、こういったことが、またある可能性があるのかどうか、もしあるんだしたら、それはできる限り避けたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○【町田都市計画課長】 まちづくり審議会の案件にもよるものかと思いますが。もしその間に、そのような案件が発生したと仮定した場合ですけれども、先ほど少し触れさせていただきました、国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱というのがございます。そちらの中で、条例規則等にかかれていない運用に関する事項を、会に丁寧に諮ってこのような形にして、例えばですけど、今は本当の例え話なんですけど、小委員会を設けて、この審議を進めていくということでもよろしいかどうかを審議会にかけてから、このような運営をしていけば、今の先ほど来、申し上げます要綱にのっとり、その会の運営をしていけば、例えば、何かしらの改正までにこのような案件が出た場合には、そのような対応でいけたらと、今そのような案件は現在ございませんけれども、もしあったとすれば、そのような形で進めていけたらと考えているところでございます。

○【柏木洋志委員】 設置要綱であるとか、また、もしくは他の条例であるとかということを考えて、そこはぜひ今後やっていっていただきたい。もしやるときがあれば、非公開じゃなくて住民に分かる形でぜひやっていただきたいということもありますので、基本的にぜひ分かる形で、住民が見える形で、そこはぜひやっていただきたいと思いますが、どちらにしろ、条例とか要綱に基づいて今後運営して行ってほしいと思います。

もう1つなんですけれども、9ページの福井会長自身の発言のところについて伺います。引用文の

ほう、要するに議事録といたたらいいのか、本当に発言したと言ったらいいのか、まとめていないほうのところについて伺いますが、9ページの引用文のところ、2行目から3行目のところに、都市計画の観点から見ると、あ、もう少し前から行きましょう。1行目から行くと、国立市は大変すばらしい環境を保って、これを好んで住んでいる方が非常に多いと。その都市計画の観点、ただ、都市計画の観点から見ると、これが全然守れない、150%の容積が認められるで、少し中略しまして、高度制限も随分高いと思って暮らしている方が本当に少ないとございます。

ここで、引用文のところはそこまでにしまして、そこで、陳情者のほうでまとめられた、(1)、(2)、(3)に行きます、10ページに行きますけど、ここが恐らく、私が考えるに景観、まちづくり条例の仕組みが景観を大切に考える、国立市民が考える以上に緩い規制になっているというところなのかと思えますが、市としては、先ほど私が引用したところ、副会長自身の発言のところを引用したところについて、どのように考えるか。また、今後どのように考えていくのか、その2点を伺わせてください。

○【町田都市計画課長】 先ほど、1度申し上げておるところですけど、都市計画法上の、例えば用途地域等につきましては、以前より長い経過の中で出来上がってきている用途等を基準として先ほど申しましたけれども、その中でまちづくり条例を運用している中でございますので、会長が引用文の中にもありますけれども、そごが出ていたというお話もいただいておりますけれども、それだけ用途地域でございますので、いろいろな用途に使えるところもございますので、土地の価値という中で今までの、以前からの経過の中で、そのような用途地域を定めてきておるところでございます。それでいいのかという文もございますけれども、例えばですけども、こうしていきたいというのが、もしある地域等があれば、都市計画法の中の仕組みとしましても、地区計画の設定とか、その辺の手段もございまして、今ある都市計画、用途地域等が定まっておりますので、それに準拠していくしかないという言い方は、私どもはしませんけれども、そのようなくだりかと考えております。

○【柏木洋志委員】 現在の用途地域が歴史を持っていて、それで、今後もやっていくという話だったのかと思えます。ただ、結局、用途地域のところは高度制限が、まちづくり条例も含めて高度制限があつて、ただ一方で、高度制限の特例基準でしたか、というのもあるわけです。だから特例基準はいっぱい用途地域があるので、その地域に合っているのか、もしくはその用途地域に合っているのかという話は、また、それぞれ別個でありますけれども、それについては、今後、検討していくところについては、ぜひ検討して行ってほしいと私は思います。そう思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○【香西貴弘委員長】 柏木委員、質疑のほうに何かつなげていただきたいと思います。

○【柏木洋志委員】 はい。そこで、今後まちづくり条例であるとかという検討をする、していくということをおっしゃっておりますけれども、例えば、そこに対して市民の意見、別に特定の地域という話じゃなくて、国立市の市民という話で、市民の意見をどう反映させていくのか、もしくは市内だけで話していくのか、そこら辺の方針や考え方があつたら伺いますが、いかがでしょう。

○【町田都市計画課長】 こちらのまちづくり条例の策定当時は、経過としまして、市民説明会、パブリックコメント、アドバイザー会議等々、いろいろな道を経てつくられてきた条例でございます。今回の改正というか見直し、課題を整理していく中で、例えばですけども、会の運営に関わる等の内容であれば、その内容にもよりますが、市民への説明等ではなくて、事務局のほうの運営上の1つということであれば、その中で改正していきたいと考えているところでございます。

○【柏木洋志委員】 寄せられれば意見も聴いていくよということですよ。違うか。違ったらもう

一回、併せて答弁いただきたいんですけど、もう一点、併せて質疑を致しますが、念のため確認です。これ、今回、検討されるという範疇については、審議会の運営についてということで検討されるということでもよろしいか、もしさっきのやつが違えば、併せて。

○【町田都市計画課長】 最初のお話でございますけれども、市民や事業者様のほうに大きな影響があるような内容の改正であれば、もちろん説明会やパブコメ等を設けなければいけないと考えております。しかしながら、今回の課題、先ほども何点か申し上げさせていただきましたけれども、会の運営や手続上の書類の中の細かい訂正、修正等を考えております。今現在、繰り返しますけど、内容によりますけれども、現在はそのような形で、大きく主観を変えるような内容ではないと考えておりますので、そこまでのことはせずに対応できて、もちろん審議会のほうの委員様と協議は十分しながら進めていくことは間違いございませんけれども、そのような形でやっていきたいと今、私のほうでは考えております。

○【柏木洋志委員】 すみません。おっしゃっていたら申し訳ないんですけど、今回、考える範囲は、審議会の運営に関する範疇の話で検討するという話か、それともほかも含めるか。

○【町田都市計画課長】 運営がメインでございますけれども、例えば書類の中の形、様式とかそういう細かいことはあるかと思えます。

○【青木健委員】 それでは、1点確認をさせていただきたいんですが、利益相反行為者というんですか、該当される方が審議会の中にいらっしゃったということでありました。それが判明した段階で審議には加わってないと、審議会には欠席をされたということでありましたけど、その該当の方の、例えば発言等が、審議会の審議に影響を及ぼすということはあったんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 今回のこの案件だけで申し上げますと、先ほどもありましたが、6回ほど審議会を開催する中で、第1回目、回数で言うと13回になるんですけども、その一番初めの会、こちらのほうで、一番初めでございますので、まだ深い審議の前に、このような計画に対して委員さんの方々に、どのような意見、感想がありますかという会であったと記憶しております。

したがって、最終的な、例えばですけども、高さ制限を考えるような審議まではいらっしゃらなかった、繰り返しますけど、紹介だけしか参加してないということでございます。

○【青木健委員】 今の御答弁を伺いますと、審議会の審議には影響はないと私は判断をしますが、それでよろしいんでしょうか。

○【町田都市計画課長】 市としてもそのように考えております。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 今回の陳情については、1つの取決め事をつくればそれで済むとの感覚ではなく、絶えず時の流れと社会環境の状況変化に伴いさらなる向上を願いながら進めることの大切さは、私も同感できる次第であります。

そのような状況下で、今回の陳情の趣旨に理解できる要素も多分にありますが、地元自治体としての立場から勘案するに、何年間かの時を経たから見直しとの意見は大事にすべきものと考えますが、今回の課題である国立まちづくり条例を例にとると、陳情者の言わんとする趣旨には賛同できても総体的には厳しさを禁じ得ません。

なぜなら、陳情者の言われる1番、利害関係人の取扱いと、2番目の大規模開発事業の進め方につ

いては当然のことながら、この審議会委員の指名権者である市長の意向を含めての責任は大きいですが、3番目の大規模開発事業の資料に当たっては、条例に定める中での責任であり、これを行政当局がとかく干渉すべきことではないのではないかと考えます。

よって、陳情者の趣旨内容から判断して、陳情事項にある国立市まちづくり条例が施行後5年を経過したことに鑑み、条例の改正のための必要な検証と条例改正に取り組むことを行政自身が、条例の改正によるのか、施行規則によって定めるのか、あるいは運用のための要綱によるのかの判断をすべきときに来ていると判断するも、議会に主体的に関与を求めていることについては、議会は行政当局の提案に基づく事項の審査権により賛否を表明できる立場であり、議会のあるべき姿としてはなじまないものと考え、本陳情第8号は不採択と致します。以上です。

○【柏木洋志委員】 陳情事項に述べられている条例の検証であるとかその具体化、こういったことについては行うべきであり、具体化はぜひ、ぜひと言いますか、市は進めていってよいのではないかと思います。それこそ他の委員でもありましたが、条例施行から5年がたつて、そして定期的など言いますか、たつて運用してどうだったかという見直しは行うべきであると考えます。

また、条例がどの程度機能しているか、機能を果たしているかという点について、実際問題、住民、事業者間の調整機能であるかということに、何かしら問題があるというのであれば、このところは早急に解決、もしくは解消しなければいけない課題であると感じます。また、今回、陳情の趣旨説明などでも述べられておりました情報公開条例、またオンブズマンなどにもかかっておりましたが、そういったところの、住民に非公開協議のところについては、2度目が問題のある形でならないように、2度目がこういう話にならないようにしなければならぬと感じます。

しかし、本陳情においては、別の事項において、多々困難な点があると感じておりますので、不採択の立場で討論を致します。

○【青木健委員】 それでは、本陳情でございますけど、10ページで福井会長がおっしゃっていたことを引用されております。その中で、今の都市計画でいいのか、こういう制限でいいのかということ、私は言われているのではないかと感じております。今の用途地域等が緩いので高い建物が建てられるというのなら分かりますが、この条例につきましては、紛争予防的な要素が強いものであり、また、開発手続なども明確化した条例ですので、条例のせいで環境が破壊されるということについては、私はないと思っております。

また、利害関係者、あるいは小委員会という改正事項の点についてですけど、これは、私も聞きましたが、他市の例などを見てみると、規則で対応されているということでございます。条例改正ではなく、規則改正で済むかもしれないので、条例改正ということに縛りを現段階ですということについては、これはいささか疑問があるということを申し上げさせていただきたいと思っております。

また、議会でということのお話でありますけど、主体的にということ、自分の意志、判断に基づいて行動するさまが議会でありますので、市が条例運営上、改善していきたいと言っているのに対して、議会として、ここをどうしろということについては、これは議会の性格上、私はないものがあるのではないかと感じております。議会としては、より審議しやすい環境を整えていく、そのためのバックアップをしていくのが必要ではないかと感じておりますので、この辺についてもいささか疑義があるものでございます。

そして、先ほど委員からの質疑の中で、住民の意見を聴く場ということについて、大分、強い要求がございました。住民の意見を聴くということについて、私はやり取りを聞いていて思ったのは、反

対する住民の意見だけ聴けという、そういう御意思があったかどうかは分かりませんが、私はそのように受け取らせていただきました。これについては、一時的には業者が対応することだろうと私は思いますけど、もしも、市がそういう場を設けるということがあるとするならば、賛否両方の意見をきちんと聴くということにしなければ、これは行政としての公平性が保てないことになるだろうと思いますので、もしもそういう場を、行政が設けるという状況になるとするならば、きちんと賛否両方、意見を聴いていただきたいということを私は強く要望させていただき、本陳情に対しては不採択を表明させていただきたいと思います。

○【関口博委員】 まちづくり条例については、大変大きな紛争等があって、議会も行政も巻き込まれながらというか、大きな議論がありながら、その後につくられた条例だと認識しております。今、他の委員が言われたように、紛争予防ということをして前にできるようにする条例になって、非常によかったと思っておりました。

ただ、5年前のときの状況と今の状況は少し違っているところがあって、課題があるという認識が行政側のほうにもあるということで、そういう認識があるということであるということ、行政のほうに任せていいんじゃないかということはあると思います。ただ、先ほどの藤田委員のやり取りの中で、審議会が受け取るときに建築決定をされて、5分の4、80%の人たちが賛成して建築決定をしたという後ならば、その事業体は賛成、反対というのは、そこの中の事業体として含まれるというのは分かるんですけども、そうじゃなくて、推進決議の段階で審議会は問題を引き取るわけですから、そういう中において、反対の方の意見を事業体として一くくりにして、その人たちの意見を聴かないというのは、これは間違いだろうと私は思います。

先ほどの議論の結果、まちづくり条例にふさわしいかどうか、引き取りますと、検討しますということだと思わすけれども、建築決定がされる前、事業体として建築決定される前の状況の中では、審議会で検討するときには反対の方の意見も、もです、賛成の人のことは聴くわけですから、反対の人の意見も聴くということは、事業体として一くくりにしないように、近隣市民として受け取るように強く要望しておきます。

陳情事項については、議会も主体的に始めることを求めますと書いてあります。今の段階で、私は今の状況の中で行政がやるべきだろうと、検討するのであれば、検討する課題があると言っていますので行政がやるべきだろうと思っています。ですから、議会も主体的に始めることを求めますということについては反対なので、これは不採択と致します。

○【藤田貴裕委員】 それでは、不採択の立場で討論したいと思います。

景観を守る取組として、まちづくり条例が2016年によりやく施行されたということでもあります。市民が長年守り続けてきた景観を次世代に引き継ぐということで、大変重要な条例だと考えております。その中に特例というのがありますけど、これについては、私有財産権がもちろんありますので、そういう中——しかし、市民が大切にしたい景観利益との調整が必要な分野ということで特例があるんだろうと思いますが、私は特例を使うのならば、相当、景観に配慮して、市民的な利益がなければ、特例というのは使っちゃいけないと思います。事業者が大いに検討した結果、これ以上、事業性の観点からは無理だ、市の景観行政や市民が大切にしたい景観利益と反するものであれば、他市審議会の議論、そして意見を十分にしんしゃくして、市長はこんなのだったら駄目ですと、そういう判断も十分ありだと思いますので、今後、景観行政を守るという立場でしっかりと仕事をさせていただきたいと思います。

陳情の内容にありました利益相反の問題ですとか、建物の高さの特例に対するワーキンググループなど、私はあってもいいと思っております。また、建て替えに反対する方の意見の表明というのでもあってもいいと思っております。ただし、今回陳情の中で、特定の議員の名前が出たり、まちづくり審議会の方の発言を殊さらに強調しております、何らかの意図があるのかと。あるいは、委員の方の発言に対して、私見が結構陳情書の中で出ておりますので、なかなか採択するのは、私はこれは難しいと思いますので、不採択に致します。

○【小川宏美委員】 では、討論いたします。老朽化するマンションの大規模開発構想の問題は、これまでずっと議論してきましたが、今後、どんどん出てくると思います。建て替えに当たって金銭的な負担が求められて、その余裕がない人は出ていかなければならないといった切実な問題がこれからたくさん出てくると思います。今回、他の委員も質疑していましたが、少数意見の担保をどう認めていくのか、まちづくり条例では、そこは扱えないと言いましたけれども、今後、課題としてあると思いますので、このことは今回、大変重要な政策提言、告発を受けたんだと思っています。どのような形でも、大規模開発行為の老朽化マンション問題がこれからも起きる中、少数意見の担保というのは必ずきちんと、まず行政として受け止めて、話し合っていたいただきたいと思っています。

その上でですけど、今回の分譲富士見台団地の大規模建て替え推進決議がこれから行われます。4月16日と伺いました。ある意味で、非常に特殊な案件を扱ったのではないのでしょうか。行政としては、今回、建て替えを推進する案件として深く関わり、深い以上に推進する側として甚大な影響を団地住民に与えたのだと、つくづく今回の陳情を受けても思いました。例えば、今、他の委員も言いましたように、市長の高さ規制撤廃の特例基準の適用がまさにそれです。建て替え反対の意見がありながら、紛争予防と言いながら、その問題は、今回の案件においてはどうかであったのか、行政はどちらの立場に立ったのか、本当に4月16日の結果、もしさりと行政も、先ほどおっしゃいましたが、建て替え決議がまとまらない場合、今回、行政の行った1年にわたる審議の結果というのは、どう扱われるのか、よくよく振り返っていただきたいと思っています。

副市長からも答弁出ましたけれども、最終回の18回審議会の前の決定的な場において、2回行われた非公式会議、2021年2月19日と3月8日に行われた非公式会議です。これに国立市の公的なオンブズマンから苦情の調査結果通知書が出ています。開催経過に疑念が残る。これは反省していると副市長からの答弁がありました。2つ目の審議会合意違反の疑い、審議会に直接事業者が絡まないという合意事項に違反の疑いがある。3つ目には、情報公開条例21条会議公開の趣旨から不適切である。これは、既にほぼもう1年前になる時期に通知書が出されていたにもかかわらず、いまだよくよく検討していないという御答弁、副市長の答弁がありましたけど、これはいかなるもののでしょうか。市民とすれば、どれだけ頑張って市の公的な制度を使って情報公開請求し、また、調査を依頼した結果も出ているにも関わらず、行政がそれをそのままにしているということは、市民としては耐え難いことなのではないかと、私は本当に深く同情の思いを持ちました。

ですから、今、利益相反の問題や小委員会、小規模のワーキンググループの開催を条例内で考えていると言いましても、1つずつ問題がきちんと議論されず、その問題、課題を次につなげるように議論がされていないことを度々聞いてしまいますと、本当にどの程度、議論が進んでいるのか、また、利益相反に関しても、結果的に今も現状のまま何も変わっていないということも分かりましたし、一つも今の行政の側での議論では市民の要求に応えていないことも今回の質疑を通して分かりました。大変これは問題だと思います。様々に申し上げてきましたけれども、とにかく市民の今の思いは、行

政だけに任せておけないということ、議会に頑張れと叱咤激励を受けたわけです。私はこの陳情は、大変理にかなったものだと本当に思いました。

最後に福井会長による分譲富士見台団地に関する最後の調整会、2021年10月29日、昨年です。発言を拝見しました。先ほども私が聞きまして、福井会長の発言は今の国立市での都市計画、まちづくり条例では、このままだと国立の景観や環境は守られないのではないかということについての発言ですけれども、もう間に合わないかもしれないといった発言のかかっている主語をしっかりと読みましたところ、この件についてはとっておられました。行政は、先ほどまちづくり全般についての発言じゃないかと言いましたけど、それは違います。この分譲富士見台団地に関しては、もう今の法的な縛りや条例では、もう間に合わないということ、ほぼ2年もかけて関わってきた、そして、まちづくり条例を、審議会の会長を本当にずっと続けてきた会長が心情を吐露したんだと思います。それを本当に受け止めるべきではないでしょうか。

つまり、分譲富士見台団地の高さ規制撤廃なども含めて、環境や景観が守られなかったと思っているという発言なんです。それは本当に大きなことだと思います。私は今回の陳情、行政だけに任せないで議会も頑張れという趣旨を大きく受け止めて、採択いたします。

○【香西貴弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに、賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって本陳情は不採択と決しました。

ここで昼食休憩と致します。

午後0時2分休憩



午後1時5分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて、議事を再開いたします。

ここで、行政管理部長より発言を求められておりますので、これを許します。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 貴重なお時間を頂きまして、ありがとうございます。委員長から出席要請を頂いております鈴木環境政策課長でございますが、体調不良のため、本日の委員会を欠席させていただきます。何とぞ御配慮を頂きますようお願い申し上げます。以上でございます。

○【香西貴弘委員長】 ただいまの行政管理部長の発言のとおりであります。議員各位の御了承をお願いいたします。



議題(2) 第11号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算(第9号)案

(歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費)

○【香西貴弘委員長】 第11号議案令和3年度国立市一般会計補正予算(第9号)案のうち、建設環境委員会が所管する歳入、総務費の一部、衛生費の一部、農林費、商工費、土木費を議題と致します。当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第11号議案令和3年度国立市一般会計補正予算(第9号)案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、5ページをお開きください。第3表、地方債補正のうち、建設環境委員会の所管するものは、南部地域整備事業及び矢川複合施設整備事業の2件です。いずれも歳出の決算見込みに伴う財源

調整により、起債限度額を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。なお、項目が多い科目につきましては、主なものを説明いたします。款14使用料及び手数料、項1使用料は、道路占用物件の増に伴い、道路占用料を増額するものでございます。項2手数料は、決算見込みにより、一般廃棄物許可業者等ごみ処理手数料を減額するものでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の決算見込みに伴い、社会資本整備総合交付金（耐震分）を減額するものでございます。

14ページから17ページまでが、款16都支出金です。16ページ、17ページをお開きください。款16都支出金、項2都補助金は、再算定により交付限度額が引き上げられたことに伴い、東京都生活応援事業事業費補助金を増額するものでございます。

16ページから19ページまでが、款19繰入金です。18ページ、19ページをお開きください。款19繰入金、項2基金繰入金は、財源調整に伴い、都市計画事業基金繰入金を増額するものでございます。

款21諸収入、項4雑入は、額の確定に伴い、多摩川衛生組合過年度精算金を追加するものでございます。

款22市債は、歳出に連動し、南部地域整備事業債及び矢川複合施設整備事業債を減額するものでございます。

続いて、歳出の補足説明を致します。歳出につきましては、大半が決算見込み、契約差金等による減額です。主なものについて御説明いたします。

22ページから25ページにかけてが、款2総務費、項1総務管理費です。24ページ、25ページをお開きください。令和3年度実施予定の事業について、自治総合センターに補助申請をしていたところ、令和2年度中に事業を実施できないか申請先から要請があり、前倒して実施をしたことに伴い、一般コミュニティ助成金を全額減額するものでございます。

44ページ、45ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費です。契約差金により、交差点環境調査委託料を減額するものでございます。46ページ、47ページをお開きください。項2清掃費は、決算見込みにより、資源回収推進奨励金を減額するものでございます。

48ページ、49ページをお開きください。款6農林費、項1農業費は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント実施を見送ったため、イベント協力者謝礼を全額減額するものでございます。

50ページから53ページにかけてが款7商工費、項1商工費です。52ページ、53ページをお開きください。決算見込みにより中小企業支援給付金を減額するものでございます。

54ページ、55ページをお開きください。款8土木費、項1土木管理費は、国立駅南第3自転車駐車場の土地を地権者に返却したことに伴い、自転車駐車場用地借上料を減額するものでございます。

54ページから57ページにかけてが、項2道路橋りょう費です。56ページ、57ページをお開きください。決算見込みにより、南部地域整備事業に係る道路用地買収費を減額するものでございます。

項3都市計画費は、工事進捗及び契約差金により、矢川複合公共施設建設工事請負費を減額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いを致します。

それでは、質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 では、お願いいたします。まず、商工費のところ、予算書の50ページから53

ページ、商工振興費ですけれども、中小企業経営相談委託料としてビジネスサポートの中の相談料、マイナスの557万8,000円が決算見込みで計上されておりますけど、これはコロナ禍ではないと思うんで、理由は、活動形態がスタートできなかったのは何でお答えいただけますか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。もともと当初予算では3,436万6,000円組んでいたんですが、1号補正で1,000万円ほど減額して2,477万8,000円としました。それは、センター長の候補者辞退によって減額したもので、その当時は、最速で9月にオープンできるように、当時は組みました。その後、公募を経まして、実際オープンできたのが11月オープンということになったので、今回その契約差金ということで、最終的に減額補正したものでございます。

それでも、オープンはかなり前倒しした格好ということもございまして、これ以上早くというのは難しい状況であったということもございまして、以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。分かりました。

では、続いて土木費のところでは54ページ、55ページですけれども、実施設計・工事監理等委託料、これは南部地域整備事業費で540万円の契約差金が出ております。この要因は何でしょうか。

○【中村工事担当課長】 こちら、来年度、令和4年度以降に実施する道路改良工事に関する道路設計の委託になります。市道南33号線と南33号線の7の2路線に関する設計で、当初、この路線の設計に約1,300万円ほど予定していましたが、委託契約した時点では、隣接する農地の地権者との水路等の付け替えの合意が一部整っていなかった。このことによりまして、予定の路線の一部を除いて契約を行いました。合意が整った時点で予定の路線の設計を行う予定でしたが、付け替えの合意が整わなかったことから、不要となった540万円を減額補正することとなりました。以上です。

○【石塚陽一委員】 分かりました。ありがとうございます。

同じ場所のところでは、南部地域整備事業費で道路用地買収費がマイナスの3,465万6,000円で、これ、決算見込みとして計上されておりますけども、どのような理由でこれは買収中止になったんでしょうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 こちら、市道の優先整備路線の拡幅整備に係る用地買収費の予算でございます。買収交渉を進めさせていただいている複数の案件のうち、令和3年度中に契約を見込んでいた1件が残念ながら合意に至らなかった、合意に至る見込みがないということから、その1件分を減額させていただいたものでございます。場所につきましては、市道八王子道でございます。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございました。じゃ、それで結構です。

次に、56、57ページで矢川複合施設建設工事費、56、57ページのところでは、ここで工事請負費としてマイナスの9,892万円もの非常に大きな金額で計上されておりますけども、この工事進捗及び契約差金に伴う減ということになっています。その趣旨は何でしょうか。

○【中道富士見台地域まちづくり担当課長】 主な減額補正の理由、2点ございまして、1点目は新型コロナウイルス感染拡大により工事で使用する鉄骨の納期が少々遅れました。それによって付随する設備工事も併せて、今年度の出来高が減っております。

2点目は、契約先もございまして、事業者には保障されている前払い金、こちらは落札事業者が辞退したことによるものでございます。なお、工事の建設自体は7月に着工して以降、11月以降に鉄骨の工事に入っていて、春先にかけて鉄骨の工事を今行っておりますので、遅れ自体は大規模なものではなく、現時点で令和4年10月末の進行予定には変更ないということもございまして、以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。通常、こういう建築関係ですと、前渡金、前払い金ですけども、そのように辞退されるというケースは珍しいんでしょうか。

○【中道富士見台地域まちづくり担当課長】 公共工事、このような複合施設のような大きな工事自体が直近ではちょっと国立市内はなかったものですから、ちょっと全容を把握していなかったものです。ただ、予算計上時点では、やはりこの事業者が辞退されるかどうか分からなかったということで、通常の予算で計上していたということです。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。前渡金を払わなくて工事に入れるという業者だからよかったんじゃないかと思います。

最後ですけど、あと下水道事業のところでは58、59ページですけども、下水道事業会計補助金で1,578万1,000円が三角になっておりますけども、下水道事業会計補正予算に伴う減と表示されているので、その補助金の具体的な計上根拠はどういうことなんでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 下水道課のほうでお答えさせていただきます。こちら、下水道事業会計補助金は、下水道事業会計の中では、資金的収入の他会計補助金となっております。その内訳は、企業債元金償還補助金とその他他会計補助金となっております。

今回の補正予算では、企業債元金償還補助金が、公共下水道債、流域下水道債、資本費平準化債の元金償還額が確定したことによりまして、当初予算にちょっと少し足りなくなりましたものから、その不足分の263万1,000円を増額補正いたしました。

そして、そのほかに資金的支出の管路建設改良費が、ストックマネジメント事業に伴います委託料や管渠実施設計委託料、地質調査委託料、そのほか東京都共同施工負担金などの減額によりまして、こちらが1億4,576万3,000円減額になってございます。

このことによりまして、他会計補助金が1,841万2,000円の減額となりまして、企業債元金償還補助金の増額と、その他、他会計補助金の減額により下水道事業会計補助金、下水道事業では他会計補助金になりますけれども、こちらが1,578万1,000円の減額となったものでございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。今説明聞いて、分かるような分からないような難しさがあるんですけども、これは下水道事業のときの資金的支出のところの読みというところの数字の違いでいいんですか。資金的支出の項目のところの、出ていくマイナス予算の数字が違うというように見解の相違でいいんですか。

○【蛭谷下水道課長】 おっしゃるとおりでございます。申し訳ございません。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。私は以上です。

○【藤田貴裕委員】 それでは、商工費の53ページ、キャッシュレス決済事業について伺いたいと思います。まちの経済状況、他の議員の一般質問で分かりましたので結構であります。結局これは、どれぐらい使って、どれぐらい残っているんでしょうかということ、補助金の額を教えてください。

○【三澤まちの振興課長】 歳入ベースで答弁させていただきたいと思います。もともとは6月の3号補正で約6,400万の歳入を見込んでいたんですが、第一弾が他市でも軒並み下ぶれしている様子を見て、国立もそうだったんですが、これは第二弾も迅速にやろうじゃないかということで増額補正した結果、1億4,392万7,000円が交付額として見込まれましたが、オミクロン株の影響を受けまして、最終的には、交付されるであろう見込額としては6,567万7,000円ということになりますので、差し引くと当初から比べて減額となる金額は7,825万円ということになります。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 ちょっと分からないんですけど、これは使った後、東京都が補助金をくれると、

そういうことなんですね。最初からくれたわけじゃないということですか。

○【三澤まちの振興課長】 説明が不足しておりました。最終的に交付額が決定されて、交付額が来るということですので、この後、最終的な金額が交付されるということでの説明でございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 つまり、補助金をもらってやった事業じゃなくて、これから決算確定してからさらに交付額が決まるということなんですか。

○【三澤まちの振興課長】 はい、そのとおりでございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。私、てっきり、補助金が余ったらぜひもう一回やっていただこうかと思ったんですけど、ということは、補助金が手元にないからそれはできないということなんですか。

○【三澤まちの振興課長】 できればぜひ実施したい、第二弾も可能な限り実施したいというところで、滑り込んでやったぐらいの感じだったので、できれば第三弾もやれるものならやりたいという思いはありましたが、結果的にはそのとおりでございます。できないということでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 非常に残念ですけど。

それと、業者が市内の個人店に入って、市は第三弾もやるからペイペイに入っておいたほうがいいですよという営業の仕方をやっていると聞いたんです。第三弾、やるんですか、市は。

○【三澤まちの振興課長】 事業者からそういったアプローチをしているというのは初耳でございますので、その点については、事実と異なる面があるので確認をさせていただきたいと思いますが、現時点で第三弾を実施するという事は決定しておりません。以上です。

○【柏木洋志委員】 そうしましたら、私からは、51ページ、事業資金融資支援事業費について伺いたいと思います。これは、増額ということなんですけれども、その要因について伺いたいと思います。

○【三澤まちの振興課長】 当初予算は約100万円の予算を見込んでおりました。件数としては30件ということで、令和2年度が7件でしたので余裕を見て算出していたんですが、令和3年度はその申請件数が伸びたということもあって、その足りなくなる分、あるいは予算がないから交付できませんとかといったことにならないように、余裕を見て増額したということです。その要因としては、でするので、制度融資の利用者が増えたということでございます。以上です。

○【柏木洋志委員】 制度利用者が増えたと、当初の見込みからということで、分かりました。

そこでもう1つ伺いたいの、その制度利用の利用者が増えたと。利用事業所というのか、が増えたというようなことについては、多分ですけど、コロナが影響しているんじゃないかと思うんです。お金を例えばここで貸すというだけではなくて、例えば聞き取りであるとか、御相談であるとか、そういったことも併せてやっていけないのかと思うんですけども、要するに、どういう状態なのか聞いたりして、そういったところでもほかの制度とか使えるのであれば併せて利用していくとかいうようなこともしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、要するに、そういった感じのことをやっているのかどうか伺いたいと思います。

○【三澤まちの振興課長】 もちろん、御本人が、資金需要があって、国立市の制度以外に使える見込みがあるとか使いたいんだということはあって、窓口で、そういうことに対して御案内することはできるとは思いますが、今は、その事業者がどのような状況にあって、どういう支援が必要かという件に関しては、さすがにちょっと窓口ではしかねる部分はある一方で、まさにそういった点で、くに

たちビジネスサポートセンターで、御自身でもどういったところが課題なのか、どういったことが利用できるのか、どういうふうになれば償還原資となる売上げが上げられるのかといったような相談を、まさにくにたちビジネスサポートセンターで相談を受けられる内容ですので、それは御案内していきたい、積極的に活用を促していきたいと思っております。以上です。

○【柏木洋志委員】 ぜひ、そこら辺の御案内はしていただきたいと思えます。

そうしましたら、次に、55ページ、土木費のほうに行きたいと思えますが、ちょっとお待ちください。55ページの私道整備事業費のところについて伺います。

これ、前回もあったような感じがしますが、全額減額されていると思うんですけども、要するに利用者がいなかったというようなことかと思うんですけども、市としてどういったことを、例えば整備についてつなげるためにどういったことをやってきたのか、その点を伺いたいと思えます。

○【中島道路交通課長】 お答えいたします。令和3年度につきましては、相談は1件ございましたが、補助対象になる路線でしたが、申請まで至らなかったということがございます。市内で対象となる路線というのが177路線ございまして、これは地図上で確認する中でということですが、そのうち5路線を除いて全て終わっている状態でございます。ですので、残っているところは、何らかの理由があって申請ができていないというところでございます。

市としては、今後、再整備に向けまして、公共性、受益者負担などの考え方を整理し、財政部局と調整を行っているところでございます。また、条例改正等も含めて、令和4年度中に方針を決定できればと考えてございます。以上です。

○【柏木洋志委員】 相談が1件あったけど申請に至らずで、あと、地図的には5路線あるというようなことなんですけれども、例えば5路線のところ、あえて申請をしないというか、相談をしないという話になっているのか、あえて申請しないのか、申請する必要がないのか、もしくは申請してないだけなのかというのを、聞き取りであるとか調査とかしたほうがいいのかとは思いますが、そこら辺はいかがでしょう。

○【中島道路交通課長】 こちら、地権者が1人ということではなくて、複数の所有者がございまして、その中で意見調整をやっているんですけども、なかなか合意に至ってないというところでございますので、詳しい内容は控えさせていただきますけれども、そういった中で、市は、何らかの形でこの5路線については把握しているところではあるところではあります。以上です。

○【柏木洋志委員】 いろいろと複雑な事情があるというようなことなので、市として何か支援できるようなことがあれば相談にもなるかと思うんですけども、支援できることがあればそこはぜひ乗っていただきたいと思えます。

そうしましたら、次のところ、同じく土木費の57ページです。市内建築物耐震化促進事業費について伺います。これ、私も時々聞いておりますが、今回の減額理由、利用者が少なかったということだと思いますが、いかがでしょうか。

○【町田都市計画課長】 こちらの補正予算案でございますが、市内建築物耐震化促進事業費の11.補助金（その他）と致しまして、こちらにあります4つの助成金の予算を執行見込みにより減額するものでございます。こちらの事業は、各対象建築物の所有者の方からの申請により助成させていただいているものでございますので、その申込み件数が少なかったことによるものでございます。

○【柏木洋志委員】 分かりました。そうしましたら、こちらともさつきと似たような話になるんですけども、やっぱり今、災害は大きな問題になっていることと、災害の深刻さも年々ひどくなってい

るのかと感じるところはあります。それが水害であろうが、地震であろうが、台風であろうが何だろ
うが、これに関してはどちらかという台風とかそこら辺の話、地震とかそういう話になるかとは思
うんですが、こういったことのPRをぜひ積極的にやっていただきたいと思うんですけど、いかがで
しょう。

○【町田都市計画課長】 やはり対象建築物の所有者の方が自らのこととして認識していただいて備
えていただくということが不可欠でございますので、継続的に実施しておりますけれども、引き続き、
必要性などの説明をするとともに、あと、自発的に取り組んでいただけるように、啓発活動だけは引
き続き続けていきたいと考えているところでございます。

○【関口博委員】 55ページの、先ほどの私道整備事業費なんですけれども、相談が1件あって、そ
のほかは残っていると。1件あったけども、対象にならなかったという話なんですけども、この177
路線、もう把握しているということなんですけど、これは公道と公道がつながっている私道の整備だ
けの路線ですか。

○【中島道路交通課長】 こちら、全体で177路線ということで、公道から公道につながっている路
線というのが112路線ございます。以上でございます。

○【関口博委員】 ということは、残りのやつは私道で公道とつながっていて、行き止まりだとかそ
ういうものも対象になっているということではないんですか。

○【中島道路交通課長】 残りの37%ほどになりますけども、この路線については行き止まりの路線
ということでございます。以上です。

○【関口博委員】 分かりました。その中で、今後再整備するときに、優先度をつけてとか、あるい
は負担率を考えてという話なんですけれども、行き止まりのものについて負担率が高くなっていくと
か、公道と公道の間のもは市で負担しますよと、そういうような考え方なんでしょうか。

○【中島道路交通課長】 再整備につきましては、ちょっといろいろな考え方があろうかと思えます。
公共性を重要視するということもございまして、公道から公道に抜けている路線については、か
なり公共性が高いのかとは考えています。そういったところで優先路線を決めていくような形で実施
できればと考えてございます。

○【関口博委員】 分かりました。47ページ、環境センター管理運営費で、環境測定委託料、それか
ら除外設備水質検査委託料、減額になっているんですけども、これは契約差金なんでしょうか。それ
だけの問題だけで減額なんでしょうか。

○【清水ごみ減量課長】 環境センター管理運営費に計上しています2件の委託料の減額補正なんで
すが、1件が環境測定委託料で39万6,000円の減額、もう1件が除害設備水質検査委託料なんです
が、いずれも契約差金ということで、入札の結果によるものでございます。以上です。

○【関口博委員】 ということは、検査項目が減ったとかそういうことではないということなんで、
今年度の予算というの、同じ項目で、同じような検査をするということで計上されているんですか。
そこら辺はどうですか。

○【清水ごみ減量課長】 令和4年度につきましても、同項目を調査するというので予算計上して
おります。以上です。

○【関口博委員】 分かりました。同項目である場合は、こういうのは契約差金だから、去年の予算
よりも低く抑えて予算をつくるのか、そういうふうにするんですか。その辺はどうなの。

○【清水ごみ減量課長】 予算編成につきましては、業者からの見積りを参考にして予算計上してお

りますので、内容が入札になるんですが、そういった中での結果かと思いますので、特段のそういった精査はするんですけども、調査項目については、従来どおり継続性が大事だと思っておりますので、そんな観点で実施しております。以上です。

○【関口博委員】 分かりました。19ページの歳入のほうなんですけど、先ほど南部地域整備事業債のことで説明があったんですけども、歳出に連動すると説明があったと思うんですけども、具体的にはどういうふうに、どのような事業と考えたらいいんですか。

○【箕島政策経営課長】 南部地域整備事業債につきましては、予算書でいきますと先ほど57ページの南部地域整備事業費のうちの公有財産購入費の3,465万6,000円、この減額に相当する地方債の起債を減額するといったところでございます。

○【関口博委員】 先ほど説明あった道路用地買収の八王子道の件ということでよろしいですか。

○【箕島政策経営課長】 そのとおりでございます。

○【香西貴弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 本議案については、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、令和3年度の一般会計における決算期を迎えるに当たり、決算見込みと契約差金によるものが多いが、反面、今の新型コロナウイルス感染症による社会的現象というか、経済的停滞の中で、材料や部品の遅延等により、各種事業の先送りとか一時見合せといった事態になり事業の遂行ができなかったこと、また、感染症対策のワクチン接種等の事業遂行上からも考慮される事態となったものと考えられますが、当委員会の所管事項では、商工費の中では、本年も新型コロナウイルス感染症の蔓延のために、市民まつりやLINKくにたちの祭典が中止となり、補助金の支出がなくなったこと、片や中小企業経営相談委託料や中小企業支援給付金も大幅な支出減となっております。そして、土木費では、南部地域整備事業費や道路用地買収費、矢川複合公共施設建設工事などの契約差金が発生したことと、下水道事業会計補助金も、この水道事業会計補正予算に伴い減少することとなったようであります。

これらの要因から、本一般会計補正予算(第9号)案については、決算に向けて精算の意味もあり、本議案には賛成いたします。

○【藤田貴裕委員】 それでは、他の所管する委員会のところで認められないものがありますので、反対でございます。

ただ、建設環境委員会のところでは、私は問題なかったなということで——特に質疑しましたけども、キャッシュレス決済については、やった事業者の方から、本当に評判よかったんで、ぜひ新年度、東京都などの補助があったら、またやっていただきたいと思えます。

その一方で、さっきも指摘しましたが、業者が、国立も第三弾やるから入ったほうがいいですよとあって、そうやってうそを言って勧誘しているのがあるんです。どこでやったか、後で教えてさしあげますけども、それが大々的にやられているというのは問題だと思いますので、しっかり業者に注意していただきたいですし、ひどかったら、業者の変更だとか当然そういうことも考えられるのかと思います。以上です。

○【香西貴弘委員長】 ほかに、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

出席説明員の入替えのため、暫時休憩と致します。

午後 1 時 4 1 分休憩

◇

午後 1 時 4 2 分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて、議事を再開いたします。

◇

議題(3) 第 15 号議案 令和 3 年度国立市下水道事業会計補正予算(第 2 号)案

○【香西貴弘委員長】 第15号議案令和 3 年度国立市下水道事業会計補正予算(第 2 号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 それでは、第15号議案令和 3 年度国立市下水道事業会計補正予算(第 2 号)案について、実施計画明細書により補足説明いたします。

それでは、14ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入でございます。款 1 下水道事業収益、項 1 営業収益、目 2 雨水処理負担金は90万円の増額でございます。雨水処理に係る一般会計への負担金でございますが、支出の増額によるものでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。収益的収入及び支出の支出でございます。款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 管渠費は100万円の減額でございます。これは、府中市都市下水路維持管理負担金が発生しなかったことによるものでございます。

目 2 ポンプ場費は161万7,000円の減額でございます。これは、ポンプ場に係る委託料の契約差金によるものでございます。

目 5 流域下水道維持管理負担金は1,000万円の増額でございます。これは、執行見込みによるものでございます。

続いて18ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入でございます。款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 公共下水道債は5,300万円の減額でございます。これは、事業費減によるものでございます。

目 2 流域下水道債は2,020万円の減額でございます。これは、流域下水道の建設負担金及び改良負担金の額の確定によるものでございます。

項 6 補助金、目 3 他会計補助金は1,578万1,000円の減額でございます。これは、事業費減によるものでございます。

続いて20ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出でございます。款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 管路建設改良費は 1 億4,576万3,000円の減額でございます。これは、委託料の執行見込み及び契約差金などによるものでございます。

目 4 無形固定資産購入費は1,964万4,000円の減額でございます。これは、流域下水道の建設費負担金及び改良費負担金の額の確定によるものでございます。

最後に 1 ページを御覧ください。第 3 条の資本的収入及び支出でございます。収支不足の 4 億

1,051万3,000円の補填財源につきましては、帳簿上留保される当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,431万5,000円と、減価償却費等から長期前受金戻入額を差し引いた当年度分損益勘定留保資金3億1,753万8,000円、それと8ページ上段になりますが、当年度純利益9,868万2,000円のうち6,866万円を用いて補填いたします。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○【香西貴弘委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 では、お願いいたします。国立市下水道事業会計補正予算（第2号）の1ページのところがございます、下水道事業会計に計上されている第2条の収益的収入及び支出と、それから第3条の資本的収入及び支出のそれぞれの計上金額の実態についての説明をしていただきたいと思っております。

○【蛭谷下水道課長】 計上金額の実態ということで、少しちょっと御説明が長くなって、また、参事の補足説明と重複するところがございますけれども、よろしくお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出の詳細は、補正予算書の14ページ、15ページが収入について、そして16ページ、17ページが支出の詳細についてとなっております。

まず、14ページの収入の雨水処理負担金の増額は、16ページの支出に関連しますけれども、支出の営業費用が環境費の負担金の減額、ポンプ場費の委託料の減額などによりまして、そのほか、流域下水道維持管理負担金の増額により、14ページの雨水相当分の費用でございます雨水処理負担金が90万円の増額となり、下水道事業収益全体で20億659万1,000円になるものでございます。

そして、16ページの支出につきましては、営業費用が、府中市都市下水路維持管理負担金が発生しなかったことによりまして100万円の減額、そして南部中継ポンプ場の委託運営費の契約差金により161万7,000円の減額、そして流域下水道維持管理負担金が執行見込みによりまして1,000万円の増額、増額したことによりまして全体で738万3,000円の増額となって、下水道事業費用が18億9,769万3,000円となるものでございます。

そして、第3条の資本的収入及び支出の詳細は、補正予算書の18ページと19ページが収入について、そして20ページ、21ページが支出の詳細となっております。

まず、18ページの資本的収入は、20ページの建設改良費に関連しますけれども、こちらの管路建設改良費の委託料負担金のほか、無形固定資産購入費の減額により、18ページの企業債が7,320万円減額、補助金の他会計補助金が1,578万1,000円の減額、そして基金取崩し収入が3,124万9,000円の減額となります。資本的収入が1億2,023万円の減額で、全体で17億3,688万4,000円となるものでございます。

そして最後に、20ページの資本的支出の建設改良費は、管路建設改良費がストックマネジメント改築等委託料で、改築規模の減と契約差金による減額、また、その他の委託料の契約差金、マンホールの改築設計委託考えていたんですけれども、こちら、直営で行ったことによりまして1億4,576万3,000円の減額としたこと。そして、流域下水道建設費負担金、及びその下の改良費負担金が減額したことにより、無形固定資産購入費が1,964万4,000円の減額となります。資本的支出が1億6,540万7,000円の減額で、全体で21億4,739万7,000円となるものでございます。以上が、収益的と資本的の予算の説明となります。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 1点だけちょっとお尋ねしたいんですけども、今御説明いただいた中で、3条のほうになるんですけども、マンホールの改築設計委託を直営で行ったことで1億4,576万3,000円減

額とありますけども、本来は外注だけなんですか。例えば、こういうふうな結果として直営でやったことによってこんな大きな減額が生じたということは、やっぱり下水道事業の在り方そのものにすごく影響すると思うんですが、いかがでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】こちら、当初、ストックマネジメント事業の中でマンホールの改築工事を考えてございまして、そちらはかなり戸数等がございましたので、規模が大きかったものですから、当初設計委託を出す予定だったんですけれども、下水道課の職員にちょっと頑張ってもらいまして、委託に出さずとも自分たちでやろうということになりましたものですから、直営で行ったということになります。

今後につきましては、できるもの、できないものを前年度ではっきりさせて予算立てしていきたいと思えます。以上です。

○【石塚陽一委員】どうもありがとうございます。でも、今回、こういう発想に至ったということはすごくすばらしいことだと思うんです。ですから、やはりこれからもこの事業の在り方の中でこういう意識づけをお願いしたいということと、今るこの第2条と第3条のところ御説明受けましたけども、今日はもういいんですけども、次回からもう少し体系づけて、分かるような一覧表、恐らくこれだけの数字から出てこないと思うんです。その辺のところをやっていただくと、この下水道事業は異存なくうまくいくと思うんですけども、御意見はいかがでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】確かに、この補正予算書だけですと全体が見えないものですから、確かに見にくいというところは理解しています。担当者のほうも、いろいろ見やすいように考えながら少しずつ改良してつくっておりますので、今後も改良するところがあれば直していきたいと思っております。以上です。

○【石塚陽一委員】どうもありがとうございました。ぜひともまた次に向けて、作戦じゃないけども、施策を講じていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○【香西貴弘委員長】よろしいでしょうか、ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】本案については賛成の立場で討論いたします。本議案は、令和3年度国立市水道事業会計の決算に伴い、見込みによる財源調整と執行見込みによる補填、並びに事業場の委託料の契約差金が発生したためによるものであります。

また、支出面では、資本的支出の管路建設改良費の委託料の大きな執行見込みによる減少と契約差金がウェートを占めるとともに、東京都の工期延期に伴う共同施工分担金のマイナス補正が支出を圧縮する結果となり、このことはマンホール改築設計委託を直営で実施したことにより1億4,576万3,000円の減額、また、利益下水道建設負担金及び改良負担金が減額したことにより、無形固定資産購入費が1,964万4,000円減額され、全体で1億6,540万7,000円の減額で、補正後額が21億4,739万7,000円となったものと理解し、第15号議案令和3年度国立市下水道事業会計補正予算(第2号)案には賛成いたします。

○【香西貴弘委員長】ほかに。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了を致しました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々はここで退席をしていただいで結構です。

出席説明員の入替えのため、暫時休憩と致します。

午後 1 時 5 5 分休憩



午後 2 時 9 分再開

○【香西貴弘委員長】 休憩を閉じて、議事を再開いたします。

お諮りいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外での対応とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定を致しました。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【香西貴弘委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には、感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、全庁的に感染症対策を講じつつ業務に臨むことができております。この場をお借りして、感謝申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況につきまして、国立市健康危機管理対策本部会議、以降、対策本部会議と申し上げます。こちらの経過、当常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、建設環境委員会資料No.23により御説明をさせていただきます。

それでは、お手元の建設環境委員会資料No.23、1ページを御覧ください。1、国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況でございます。1月は、第24回から第27回と計4回の対策本部会議を行っております。都の方針に合わせました市の公共施設の取扱いや市における勤務体制の在り方、業務のバックアップ体制、業務継続体制の確保等について確認いたしました。この間、本部長である永見市長からは、状況に応じた臨機応変の対応や、業務が集中する部署への市役所全体へのバックアップ体制の強化を行うことなどの御指示を頂いております。

2月14日の第28回対策本部会議では、都内のまん延防止等重点措置の延長に伴う市公共施設の取扱い、市の業務継続計画の確認等を行いました。永見本部長からは、重症化リスクのある高齢者、しょうがいしゃ、基礎疾患のある層への支援の強化、重点化について指示を頂いております。

その後、資料には記載してございませんが、3月7日に第29回対策本部会議を開催し、まん延防止等重点措置の再延長に伴う市の公共施設の取扱い、市内の状況について確認を致しました。

この会議では、国立市医師会長から、家族に感染者がいる場合にはみなし陽性の診断をしている。手指消毒だけでは十分でなく、手洗いが重要とのコメントを頂きました。また、永見本部長からは、人の集まるイベントを実施するに当たっては、感染状況を見ながら、実施方法等について適切に判断をすることとの指示がございました。

これらに加えて、対策本部会議の下部組織である運営部会を12月に1回、1月に4回、2月に2回開催し、市内の感染状況の確認、対策の進捗等について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行ってまいりました。対策本部会議については、以上でございます。

続きまして、2番、新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況でございます。令和3年第4回定例会以降に各部が実施しました主な取組につきまして、本委員会を所管する部に関して御報告を致します。

3ページの右側でございますが、4、生活環境部のところを御覧ください。1つ目が、国立市中小企業等経営支援金についてでございます。こちら、この間やってまいりました事業継続支援金の第4期でございますが、令和3年9月16日から12月15日まで申請を受け付け、119件1,190万円の交付決定を行っております。

続いて、キャッシュレス決済についてでございます。新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内中小事業者への支援等を図るため、キャッシュレス決済サービスを使用したポイント還元の実業を行いました。こちら、1月の5日から31日まで実施をしたところでございます。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について申し上げます。こちらの資料の記載は、令和4年2月21日現在で書いてございますが、3月14日時点での状況を申し上げます。

1、追加接種3回目の状況でございますが、高齢者の接種実績は、接種済みの方が1万4,589人、2回接種済みの対象者が1万6,749人でございますので、接種率は87.1%、64歳以下の接種実績が、接種済みの方1万5,365人、2回接種済みの対象者が3万9,355人でございますので、接種率が39.04%、全体としましては、接種済みの方が2万9,954人、2回接種済みの対象者の方が5万6,104人でございますので、接種率が53.39%でございます。

続いて、小児、5歳から11歳接種についての3月14日現在の状況でございます。3月1日に5歳から11歳の対象者4,198名の方に接種券を発送しております。3月3日から予約受け付けを開始しまして、3月14日午前11時点の予約状況でございますが、予約された方は561件ございまして、予約率は約13.3%となっております。予約状況が鈍いため、4月3日に予定をしておりました集団接種につきましては、小児の予約受付を見送り、一般接種枠としております。

ワクチン接種については、以上でございます。

最後になりますが、現時点で、国立市民で新型コロナウイルスの検査陽性が確認された方の累計は3,976名、療養中の方は408名でございます。東京都内においては、現在もまん延防止等重点措置期間中でございます。新型コロナウイルスのさらなる変異株の影響も懸念されるところでございます。

引き続き、市民の皆様、議員の皆様にも、感染拡大防止に向けた対策への御協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○【香西貴弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、所管の範囲で行っていただきますよう御注意願ひます。——どうでしょうか。関口委員。

○【関口博委員】 今報告あった範囲でいいんだよね。新型コロナウイルスワクチン接種の小児の部分なんですけれども、さっき予約率が13.3%と言われていましたけども、これは小児に対してのワク

チンがどうなんだろうかということをお母さんたち、保護者の方たちが控えているというよう
な、そういう数字に見えるのか、あるいはまだまだこれから、まだ期間がたっていないから、これか
ら増えるんだろうという予想なのか、その辺はどのように考えていますか。

○【黒澤生活環境部長】 やはり、こちらは努力義務が外れたということもございまして、様々慎重
になられている方が多いのではないかと考えています。

国立市が13.3%なんですけれども、全国の自治体の方たちともやり取りしているんですが、やはり
どこの自治体もおおむね10%強ぐらいの予約率だということですので、積極的にまず埋まるのが大体
10%ぐらい、どこの自治体もどうやらそれぐらいの傾向があるようでございます。以上でございます。

○【香西貴弘委員長】 よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。



○【香西貴弘委員長】 以上で本日の案件は全て終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会と致します。

午後2時19分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年3月16日

建設環境委員長

香 西 貴 弘